



**KAGAWA
DOYUKAI**

時代を切り拓いた企業家たち
～40年の歩み～

since1976

四十
年
の
記
録

6
CHAPTER

四十年の時代背景

FORTY YEARS OF HISTORICAL BACKGROUND

1980 (S.55)	1979 (S.54)	1978 (S.53)	1977 (S.52)	1976 (S.51)	西暦
第5期	第4期	第3期	第2期	第1期	期
<ul style="list-style-type: none"> ・モスクワ五輪（日本不参加） ・校内暴力・いじめ・登校拒否が社会問題化 ・王貞治、現役引退 ・ヘッドホンステレオ人気 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二次石油ショック ・日本語ワープロ（東芝）新発売 ・サッチャー英首相誕生（女性初） ・ウォークマン発売（ソニー） ・御岳山噴火 ・惣菜産業が登場 ・牛丼「吉野家」ロサンゼルス進出 ・リニアモーターカー最速五一七km/h ・元号法成立（6/6） ・東名日本坂トンネル事故 ・自動車電話始まる 	<ul style="list-style-type: none"> ・日中平和友好条約調印 ・成田新国際空港開港（五月） ・宮城沖地震 ・英で試験管ベビー誕生 ・サンシャイン六十完成 ・無限連鎖講（ねずみ講）防止法 ・外食産業大盛況 ・東海道新幹線エコノミー切符発売 ・宮城県沖地震 ・ヤクルト、二十九年ぶりの日本一 ・世界初、音声多重放送開始（日テレ） ・古賀政男さんに国民栄誉賞 	<ul style="list-style-type: none"> ・王貞治HR七五六号世界新記録（9/3） ・プリントゴッコ発売（1/08） ・北海道・有珠山噴火 ・世界初自動焦点カメラ「ジャスピンコニカ」発売 ・後樂園球場、人工芝球場に衣更え ・青酸コーラ殺人事件 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンコルド就航 ・モントリオール五輪 ・ロッキード事件 ・日清焼きそばU.F.O.発売 ・天安門事件 ・クラリオン「カラオケ」新発売 ・ビクターVHS発売 ・世界初・超音波診断機エコー開発 ・八桁一メモリが電卓の主流に！七ミリ電卓が登場 ・安楽死協会発足 ・酒田市大火 ・サイゼリヤ、市川に一号店オープン 	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> ・全国一万名会員達成 ・第十回中小企業問題全国研究集会／京都 ・富山県中小企業家同友会創立／中同協第十二回定時総会・岐阜 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県中小企業家同友会創立 ・第九回中小企業問題全国研究集会／東京、「一般消費税反対、不公平税制の是正、国民生活と中小企業の安定をめざす」特別宣言を採択 ・中同協第十一回定時総会／北海道 ・「同友会活動の発展のために」発表 ・第七回青年経営者全国交流会／埼玉 	<ul style="list-style-type: none"> ・第八回中小企業問題全国研究集会／福岡 ・中同協、一般消費税（付加価値税）導入反対の署名運動を全国的に展開 ・中同協第十回定時総会／愛知、特別決議「一般消費税の導入に反対」を採択 ・中同協、中央連絡会主催の「一般消費税反対1万人国民大集会」に参加・日比谷野外音楽堂 ・第六回青年経営者全国交流会／石川 	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県中小企業家同友会創立 ・第七回中小企業問題全国研究集会／大阪 ・中同協第九回定時総会／神奈川／「経営指針を確立する運動」を提唱 ・第五回青年経営者全国交流会／千葉 	<ul style="list-style-type: none"> ・一九七五年、労使見解の確立 ・香川県中小企業家同友会創立（4/23） ・石川県中小企業家同友会創立 ・中同協第八回定時総会／広島 ・第四回青年経営者全国交流会／北海道 	中同協
<ul style="list-style-type: none"> ・新春例会に前川知事を招き懇談 ・山本益次（小僧寿し本部・社長）を招いての講演会に過去最高の一〇八名の参加 ・他県同友会より講師の派遣を受け 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協・田山幹事長を迎えて一泊研修会 ・高松在住の会員が1〜5の小グループに分かれ、グループ会始まる ・毎月一回の例会が確実に開催されるようになる ・経理担当者の研修会開催 ・会費徴収に銀行と提携し自動振替制度を導入 ・同友会ニュース、手書からオフセット印刷に変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所移転（市内東ハゼ町・日進堂ビル二階） ・財政状況が悪化し、一口一百万円の同友会債権を発行する。理事を中心に一〇六口集まる ・会員百社を目指して実行委員 会結成される（その結果、会員数六四名となる） ・グループによる「経営指針」作成 ・討論会はじまる。また、討論のまとめとして「経営計画書の作成について」を発表。 ・佐竹氏（㈱マルヨシセンター社長）を招いた講演会 ・多田野弘氏（多田野鉄工所・社長）を招いて「私の人生観と経営理念」を開く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高松市長と懇談会 ・ランチエスターの経営戦略をシリーズで学ぶ ・営業社員を対象とした研修会取り組まれる ・海水浴（会員家族・従業員・その家族で）に一八〇名参加 ・青年経営者懇話会発足 ・大量の退会者を生む（会員四十三名に後退） 	<ul style="list-style-type: none"> ・一九七五年十月、香川県中小企業家同友会創立準備会が持たれる ・四月二十三日、オークラホテル（高松市）において創立総会（会員三十四名） ・中同協第八回総会（於広島）で中同協に加入（十月二十三日） ・「瀬戸大橋と四国の経済の動向」 ・石津氏（香川大学教授）を招いてのセミナーや「知事を囲む懇談会」等の諸事業を行う 	香川同友会
90	64	43	78	34	西暦 4/1 会勢

1984 (S.59)	1983 (S.58)	1982 (S.57)	1981 (S.56)	1980 (S.55)	西暦
第9期	第8期	第7期	第6期	第5期	期
<ul style="list-style-type: none"> ・グリコ森永事件 ・ロス五輪 ・新一万円、五千円、千円札発行 ・携帯CD「ディスクマン」発売 ・コンピュータウイルスと命名される ・コアラ、多摩動物園で初公開 ・衛星放送スタート ・缶チューハイ登場 ・「チケットぴあ」サービス開始(四月) ・植村直己さんに国民栄誉賞。山下泰裕さんに国民栄誉賞 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京デイズニールランド開業(四月) ・ファミリコンコンピュータ発売(任天堂) ・日本海中部地震 ・ヒット商品「ウオッシュレット」 ・金融機関第二土曜休業 ・ファミコン発売 ・三宅島大噴火 ・厚さ〇・八ミリのカード式電卓(カシオ) ・TSUTAYA 営業開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・五百円硬貨発行 ・東北・上越新幹線開業(6/23) ・「笑っていいとも!」放送開始(11/4) ・CDプレーヤー(ソニー)発売 ・カード式公衆電話(数奇屋橋公園) ・テレホンカード登場 ・ペットボトル清涼飲料水登場 ・ホテルニュージャパン火災惨事 ・羽田沖で日航機墜落事故 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙幣デザイン一新 ・福井謙一ノーベル化学賞 ・スペースシャトル「コロンビア」初飛行 ・レーザーディスク発売(パイオニア) ・世界初太陽熱発電(香川) ・IBM パソコンに進出 ・沖縄でヤンバルクイナ発見 ・京都に地下鉄開通 ・神戸ポートピア'81 ・ローマ法王初来日 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸しレコード店誕生 ・天然痘撲滅宣言(WHO) ・新宿バス放火事件 ・国民の九割が中流意識 	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> ・第一回全国広報交流会/京都、以降毎年開催される ・三重県中小企業家同友会創立 ・第十四回中小企業問題全国研究集会/東京 ・第一回中小企業労使問題全国交流会/岐阜、以降毎年開催 ・中同協第十六回定時総会/千葉 ・第十二回青年経営者全国交流会/広島 	<ul style="list-style-type: none"> ・第十三回中小企業問題全国研究集会/愛知 ・大阪中小企業家同友会と関西中小企業同友会が統一総会を開き、新しく大阪府中小企業家同友会が発足 ・中同協第十五回定時総会・北海道 ・第十一回青年経営者全国交流会/福岡 ・第一回障害者問題全国交流会/滋賀、以降隔年毎に開催される ・中同協「経営指針確立と成文化のすすめ(一)実践事例」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第十二回中小企業問題全国研究集会/大阪 ・中同協障害者問題委員会発足 ・中同協バンフレット「経営指針確立と成文化のすすめ(二)考え方」発行 ・中同協第十四回定時総会/長野 ・第十回青年経営者全国交流会/東京 ・熊本県中小企業家同友会創立 ・新潟県中小企業家同友会創立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第十一回中小企業問題全国研究集会/神奈川 ・「中小企業家しんぶん」月三回発行となる ・大分県中小企業家同友会創立 ・中同協第十三回定時総会/兵庫、科学性・社会性・人間性に基づく経営理念が定式化 ・第九回青年経営者全国交流会/滋賀 	中同協	
<ul style="list-style-type: none"> ・五百社を目指した会員増強運動が取り組まれ、年度末には五百社となる ・八起会(倒産しつつも再起を目指して努力している経営者の会)野口会長を招き、県下四カ所で講演会(三百名参加) ・二年目を迎えた共同求人活動、二十三社で八十四名の採用に成功 ・経営理念の成文化を目指して、シリーズによる研究会が開かれる(六回、延べ一三三名参加) ・新入会員に同友会を理解してもらおうと、オリエンテーションを計五回開催し、新会員九十一名参加 ・第一回合同入社式。引き続き新 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会記念講演に駒井茂春(ダスキン本社・社長)氏を招き講演会 ・特別講演、田原米子氏を招き、県下三方所で講演(八二〇名参加) ・高校・大学新卒者採用の共同求人活動スタート。十九社六十一名採用 ・経営計画作成研修講座、二日間にわたって開催 ・幹部営業マン合宿研修会開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・観音寺市でビッグ例会(四十四名参加) ・飛躍発展を目指して、大久保(北海道同友会・専務理事)氏を招いて理事会研修会 ・新春教育講演会に薦(池田高校野球部監督)氏・若林(長野県府ノ井旭高校校長)氏を招き、ビッグ講演会。それぞれに共七〇〇名を超える参加者 ・小グループ会で会員の体験報告が盛んに行われる ・経営者も幹部社員も共に学びあおうと「第一回共学教室」始まる ・活力ある職場づくりをテーマに一泊研修会 ・東讃グループで、結成以来初めてのビッグ例会(四十名参加) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東讃三町(引田・白鳥・大内)に東讃グループが誕生 ・小笠(武商)の例会報告を機に、会員による例会報告が増える ・新春講演会に神風(エフエス相撲解説者)氏を招き、一九〇名の参加者 ・女子社員マナー教室開催 ・第四回海水浴に一六〇名が参加 ・年度末会員数一七〇名となる 	香川同友会	
400	302	170	112	90	西暦 4/1 会勢

1987 (S.62)	1986 (S.61)	1985 (S.60)	1984 (S.59)	西暦
第12期	第11期	第10期	第9期	期
<ul style="list-style-type: none"> ・国鉄民営化、JR発足(4/1) ・携帯電話開始 ・バブル経済始まる ・利根川進ノーベル医学生理学賞 ・ブラックマンデー(十月) ・後楽園球場五十年の歴史を閉じる ・広島衣笠、一千三三試合連続出場 ・衣笠祥雄さんに国民栄誉賞 ・騰写版印刷機製造中止(ホリイ) ・大韓航空機爆破テロ事件 ・カールルイス百メートル九秒九三 ・パシフィック通信「ニフティサーブ」開始 ・東北道全線開通(9/9) ・連合結成(11/20) ・アサヒスポーツパードライ発売(3/17) ・「サンデーモーニング」放送開始(十月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「Brain」発見される ・形状記憶合金ワイヤーブラ・こことち ・東北自動車道全通(浦和ー青森) ・宅配ピザ屋登場(東京) ・昭和天皇在位六十年十億円金貨 ・三原山大噴火 ・富士フィルム「写ルンです」発売 	<ul style="list-style-type: none"> ・チェルノブイリ事故(4/26) ・男女雇用機会均等法施行(4/1) ・英でBSEを初めて確認(十一月) ・チャレンジャー爆発事故 ・世界初のコンピュータウイルス 	<ul style="list-style-type: none"> ・電電公社、専売公社の民営化 ・日航ジャンボ機御巣鷹山墜落(8/12) ・ハレー彗星大接近(七十六年ぶり) ・阪神タイガース初の日本一 ・関越自動車道全線開通 ・放送大学授業開始 ・プラザ合意でバブル景気へ ・東海道新幹線時速二二〇キロ二階建車両 ・日本語ワープロソフト「太郎」販売 	<p>社会情勢</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・第十七回中小企業問題全国研究集会／大阪 ・中同協、売上税反対国会請願行動(同友会二六〇名、署名十三万人) ・奈良県中小企業家同友会創立 ・中同協第十九回定時総会／東京 ・第十五回青年経営者全国交流会／千葉 ・沖縄県中小企業家同友会創立 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協第十八回定時総会／福岡 ・第十四回青年経営者全国交流会／神奈川 ・栃木県中小企業家同友会創立 	<ul style="list-style-type: none"> ・全国二万名会員達成(二十九同友会) ・第十六回中小企業問題全国研究集会／岐阜 ・茨城県中小企業家同友会創立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第一回社員教育活動全国研修・交流会／東京、以降毎年開催 ・第十五回中小企業問題全国研究集会／京都 ・山形県中小企業家同友会創立 ・中同協第十七回定時総会／埼玉 ・第十三回青年経営者全国交流会／愛知 ・愛媛県中小企業家同友会創立 ・中同協「経営指針確立と成文化のすすめ(三) 総集篇」発行 ・第一回婦人部全国代表者交流会／大阪、以降隔年で「全国婦人部交流会」(第五回から「全国女性部交流会」と改称)を開催 ・岡山県中小企業家同友会創立 	<p>中同協</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・中同協田山会長を招き、役員研修交流会開催 ・昨年に引き続き女子社員研修を高松、西讃、東讃の三会場で開催 ・実践交流の場として、第一回異業種交流広場を二日間開催 ・第二回香川経営研究会に二二〇名が学ぶ ・第一回話術大学が開講、三十四名が受講 ・第一回支部対抗ソフトボール大会が行われ、第九支部が優勝 ・機関誌「同友会ニュース」が百号 ・昭和六十三年二月 ・東讃支部でさだまさしチャリティーコンサート。二二〇〇名の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・豊暢氏) ・十周年記念誌発刊 ・第一次中期ビジョン発表 ・第一回経営研究会が開かれる ・女性経営者・経営者夫人の交流の場となる婦人部会が結成される ・第五回女子社員研修会を高松、丸亀、白鳥の三会場で開催、二十八社五十二名が参加 ・ビッグ例会に全盲の弁護士・竹下義樹氏を迎え、「生きる…逆境を乗り越えた私の経験」の講演。六百名を超える参加 ・経営者大学記念講座を二日間にわたって開催。一三〇名参加 ・全国的に広がる売上税反対運動に取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・創立十周年を迎え、「出会いさわやか十周年、そして二十一世紀へ…」のテーマのもと、記念式典を開催 ・香川同友会ソングを公募し、記念式典にて披露(作詞・作曲 尾路) ・創立十周年を迎え、「出会いさわやか十周年、そして二十一世紀へ…」のテーマのもと、記念式典を開催 ・香川同友会ソングを公募し、記念式典にて披露(作詞・作曲 尾路) ・第二回納涼船に二三〇〇人が集う ・創立十周年を迎え、「出会いさわやか十周年、そして二十一世紀へ…」のテーマのもと、記念式典を開催 ・香川同友会ソングを公募し、記念式典にて披露(作詞・作曲 尾路) ・第二回納涼船に二三〇〇人が集う 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員七五〇社を目指した会員増強運動が取り組まれ、様々なドラマの中、十二月に目標を達成 ・市民と共に教育を考える講演会「人育てとは何か」大田堯先生の講演に四百名参加 ・第三回経営理念シリーズ取り組まれる ・三年目を迎えた共同求人活動、新卒採用に三十六社参加。説明会に七十七名の学生が参加 ・第三回「共学教室」開校。三十九名の受講生 ・第二回経営者夫人茶話会開催。交流を深める。 ・第二回納涼船に二三〇〇人が集う ・入社員合同研修会(三泊四日)二十社、六十七名の新入社員が参加 ・第二回「共学教室」開催。四十二名受講 ・女子社員マナー研修、営業マン合宿研修、新入社員フォロー研修、初級営業マン講座等の研修会が活発に行われる ・第一回納涼船。一六〇〇名が参加 	<p>香川同友会</p>
<p>1,003</p>	<p>748</p>	<p>514</p>	<p>400</p>	<p>4/1 会勢</p>

	1991 (H.3)	1990 (H.2)	1989 (H.1)	1988 (S.63)	西暦
	第16期	第15期	第14期	第13期	期
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ・バブル崩壊 ・ソ連邦解体（八月） ・湾岸戦争勃発 ・雲仙普賢岳噴火 ・東京都庁舎完成 ・JR自動改札機導入 ・南北朝鮮 国連同時加盟 ・牛肉オレンジ輸入自由化 ・カールルイス百メートル九秒八六 ・オートマ車限定免許新設 ・リサイクル法施行 ・南アでアパルトヘイト法廃止 ・東海道新幹線女性パーサー誕生 ・WOWOWが有料放送開始 ・香川県で港頭地区開発と空国跡地の開発開始（図書館等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・東西ドイツ統一（十月） ・大学入試センター試験導入（一月） ・TBS秋山さん日本人初宇宙飛行 ・ヒトゲノムプロジェクト開始 ・小中で「日の丸・君が代」義務化 ・職安↓ハローワーク ・国際生物学オリンピックが始まる ・四国初の遊園地レオマワールド OPEN 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和天皇崩御（17） ・横浜ベイブリッジ（9/27） ・消費税（三％）開始 ・ベルリンの壁崩壊（十一月） ・NHK BS放送開始 ・修正テープ「ケシワード」発売 ・美空ひばりさんに国民栄誉賞、千代の富士さんに国民栄誉賞 ・平和祈念資料館建設 ・高松空港開港 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソウル五輪 ・瀬戸大橋開通 ・青函トンネル（3/13）。青函連絡船廃止 ・リクルート事件 ・東京ドーム落成（3/17） ・ミニ四駆発売 ・ゲームボーイ発売 ・ホームベーカリー登場 	社会情勢
中同協	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十一回中小企業問題全国研究集会／東京 ・中同協『同友会運動の発展のために』発行 ・中同協第二十三回定時総会／富山 ・雲仙・普賢岳噴火災害による被災救援募金、同友会五百万円集約 ・第十九回青年経営者全国交流会／大分 ・岩手県中小企業家同友会創立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十回中小企業問題全国研究集会／京都 ・福井県中小企業家同友会創立 ・中同協第二十二回定時総会／香川 ・同友会理念の確立 ・第十八回青年経営者全国交流会／大阪 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協「消費税法成立にあたっての中同協の考え方」発表 ・第十九回中小企業問題全国研究集会／福岡 ・全国三万名会員達成（同友会） ・中同協第二十一回定時総会・福島 ・第十七回青年経営者全国交流会／三重 	<ul style="list-style-type: none"> ・和歌山県中小企業家同友会創立 ・第十八回中小企業問題全国研究集会／愛知 ・『共に育つ―教育のあるべき姿を求めて（PART1）』中同協より発行 ・中同協第二十二回定時総会／北海道 ・第五回中小企業労使問題全国交流会／千葉 ・第十六回青年経営者全国交流会／長崎 ・鹿児島県中小企業家同友会創立 	中同協
香川同友会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会への貢献、会内の活性化をめざし、異業種交流フェア・ビッグ講演会、部対抗ソフトボール大会を「同友会まつり」として取り組む ・フレッシュマンフォローアップ研修 ・最高会勢二〇〇七名を達成 ・障害者問題委員会、京都同友会を訪問、交流を深める ・婦人部会が女性部会に名称変更 ・体験報告集パートⅡ「讃岐山河」発行 ・第二次中期ビジョンを作成 ・第七回納涼船で女性・飲食業部会がバザーを行い収益金を震災のあった雲仙市へ見舞金を送る 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協、第二十二回全国定時総会が香川で開催。三十七県千六四八名と過去最多の参加者となる ・「あなたと私でもう一人」のスローガンのもと、会員増強運動に取り組み、念願の二千名会員を達成する ・フレッシュマンフォローアップ研修を開催。二十三名が参加 ・人間尊重の経営の普及をめざし、障害者問題委員会が発足 ・同友会会員の生の経営体験を集めた体験報告集「経営へんろ」を発刊する 	<ul style="list-style-type: none"> ・小豆島支部が発足し、県下十四支部となる ・対象事業所に対する同友会への加入率十一・九％ ・第二回話術大学開講に三十三名が受講 ・飲食業部会が正式に活動を始める。ステッカー・飲食店にガイドを発行 ・営業社員実践力強化講座を開催、三十八名が参加 ・第三回異業種交流広場に他県六同友会も参加 ・労務研究委員会による労働実態調査始まる ・会内活動回数が年七〇〇回を超え ・会員による自主的活動が定着する 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸大橋開通を記念し、坂出支部と岡山同友会倉敷グループが交流会を行う ・中同協第六回全国広報交流会を香川にて開催 ・異業種交流「三豊のひろば」開催 ・第二回経営計画セミナーが二日間にわたって開催。九十八名受講 ・第一回支部対抗ボウリング大会が行われ二支部が優勝 ・機関誌「同友かがわ」第三種郵便物に認可される。タイトル変更に合わせて、表紙が二色カラーに 	香川同友会
	2,007	1,709	1,456	1,228	会勢 4/1

1996 (H.8)	1995 (H.7)	1994 (H.6)	1993 (H.5)	1992 (H.4)	西暦
第21期	第20期	第19期	第18期	第17期	期
<ul style="list-style-type: none"> ・香川県民ホールOPEN ・薬害エイズ問題、国と製薬会社が責任認め謝罪。真相解明が本格化 ・O157による食中毒、猛威をふるう（伝染病に指定） ・百周年記念のアトランタオリンピック開催される 	<ul style="list-style-type: none"> ・阪神淡路大震災（1/17） ・地下鉄サリン事件（3/20） ・東京・大阪でタレント知事誕生 ・Microsoft Windows 95 出荷開始 ・PHS発売開始 ・ゆりかもめ新橋〜有明間開通（十一月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸はるか沖地震（12/28） ・日本女性（向井千秋）初宇宙飛行 ・プレイステーション発売 ・リレハンメル冬季五輪 ・米不足でタイ米緊急輸入 ・記録的猛暑 ・「開運！なんでも鑑定団」放送開始（四月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大江健三郎ノーベル文学賞 ・関西国際空港開港 ・自・社・さきがけの村山内閣誕生 ・預金金利の完全自由化（十月） ・松本サリン事件（6/27） 	<ul style="list-style-type: none"> ・バルセロナ五輪 ・「のぞみ」運転開始時速二七〇キロ ・東京新大阪二時間三十分（3/14） ・通信衛星テレビ本放送開始 ・山形新幹線「つばさ」開業 ・長崎ハウステンボス開園 ・世界初プラズマテレビ開発（富士通） ・Microsoft Windows 3.1 発売 ・育児休業法施行 ・気圧単位「mb」から「hPa」へ（12/1） ・知恵遅れ↓知的障害 ・ガストでドリンクバー登場 	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> ・第二十六回中小企業問題全国研究会／愛知 ・佐賀県中小企業家同友会創立 ・徳島県中小企業家同友会創立 ・中同協第二十八回定時総会／広島 ・第二十四回青年経営者全国交流会／新潟 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協、阪神大震災による被災を受けた兵庫同友会への支援を全国に呼びかける。六次にわたる義捐金総額は八千二百四万円に達した ・第二十五回中小企業問題全国研究会／千葉 ・中同協「同友会運動の歴史と理念―その先見性と普遍性―」発刊 ・中同協第二十七回定時総会／滋賀 ・「労使見解」発表二十周年記念、第二十二回中小企業労使問題全国交流会／東京 ・第二十三回青年経営者全国交流会／京都 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十四回中小企業問題全国研究会／兵庫 ・中同協第二十六回定時総会／宮城 ・第二十二回青年経営者全国交流会／岡山 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十三回中小企業問題全国研究会／福岡 ・中同協『共に育つ―新しい人間像を求めて（PARTII）』発刊 ・中同協第二十五回定時総会／北海道、「二十一世紀型中小企業」を「総会宣言」で提唱 ・第二十一回青年経営者全国交流会／熊本 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十二回中小企業問題全国研究会／石川 ・宮崎県中小企業家同友会創立 ・中同協第二十四回定時総会／静岡 ・第二十回青年経営者全国交流会／長野 ・全国四万名会員達成 	中同協
<ul style="list-style-type: none"> ・第二十七回中小企業問題全国研究会（9.2.13〜14）が開催。一二三〇名参加 ・香川同友会創立二十周年事業として、記念式典、ゴルフコンペ、第三次中期ビジョン、二十周年誌、二十周年記念納涼船、ビッグ講演会（講師 加藤諦三氏、於／オークラホテル丸亀）、事務所 	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修会、新入会員オリエンテーションを各三回開催し、同友会と共に成長する企業づくりを目指す ・善通寺・琴平地区に新支部設立の準備を進める ・三豊支部で「企業交流フェア」を開催。三百名が来場 ・共同求人活動では、学生の来場が過去最高に達する ・政策企画委員会が同友会内外の経営環境を改善する提言を行う ・二十周年記念事業の取り組みに向け、二十周年推進実行委員会が発足される ・減少傾向にあった会勢が上向きに転じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・第八回同友会まつりをサンメッセ香川で開催、一万七千名が来場する ・中同協西日本地区交流会を香川で開催。十二同友会一九〇名が集う ・広報委員会が支部便り作成セミナーを開催。よりよい支部広報のあり方を学ぶ ・社員教育委員会、共育委員会へ名称変更 ・組織問題検討会が発足し、役員選考基準を作成 ・恒例の納涼船が第十回を迎え、記念として障がい者を招待した 	<ul style="list-style-type: none"> ・念願であった第一期同友会大学が開講。経営者としての人間形成の学びの場とする ・国際交流委員会が、第一回経済視察を行う。十四名参加 ・第七回同友会まつりは「健康」をテーマに開催。県漁連等の協力を得て魚介類等の即売を行う ・広報委員会が京都同友会中西広報委員長、森島副委員長を招き広報誌作成の意義を交流 	<ul style="list-style-type: none"> ・第六回同友会祭りに一万人参加。同日、桂福団治師匠による手話落語チャリティー公演を県立ろう学校にて開催 ・第一、二、四、八支部合同例会で大久保尚孝北海道同友会専務理事を招き、「同友会の生かし方、学び方」と題して講演していただく ・新春ふれあい年詞会に一四〇名が集う ・女性委員会が森岡まさ子氏を招きビッグ講演会開催 	香川同友会
1,870	1,821	1,844	1,917	1,999	会勢 4/1

	2000 (H.12)	1999 (H.11)	1998 (H.10)	1997 (H.9)	1996 (H.8)	西暦
	第25期	第24期	第23期	第22期	第21期	期
社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> 北海道有珠山噴火 介護保険スタート 十七歳少年の西鉄高速バス乗っ取り事件 雪印乳業食中毒事件 十五歳少年の大分一家六人殺傷事件 三宅島雄山噴火、全島避難 シドニーオリンピック開会式、韓国と北朝鮮合同入場行進 白川英樹筑大名誉教授ノーベル化学賞受賞 	<ul style="list-style-type: none"> 新ガイドライン関連法案、通信傍受法が成立 コンボ紛争でNATO空爆 脳死移植法施行後初の移植 所沢ダイオキシン報道が波紋 景気の底打ち感があるも、高失業率続く(四・六七%) 	<ul style="list-style-type: none"> 金融ビッグバン始動 不況感さらに強まる。株の下落、円安、失業率過去最高(四・一%) 外資系金融企業が進出 参議院選挙で自民党大敗、橋本内閣退陣、小渊内閣発足 和歌山毒物カレー事件 長野冬季オリンピックピック開催。日本選手が活躍 	<ul style="list-style-type: none"> 消費税三%から五%に増税 ロシアのタンカー日本海で座礁、重油流出事故 ペルー日本大使館人質事件 神戸小学生殺人事件 山一証券、北海道拓殖銀行破綻 アジア経済失速 初のクローン羊「ドリー」誕生 京都で地球温暖化防止会議開催。「京都議定書」採択 		
中同協	<ul style="list-style-type: none"> 第三十回中小企業問題全国研究集会/京都 北海道有珠山噴火被害者義捐金に全国から四三万四千円寄せられる(その後八五〇万円を突破) 中同協第三十二回定時総会/兵庫 第二十八回青年経営者全国交流会/宮城 中同協、金融システム検討会議よりよい金融システム(検査マニュアル、ペイオフ、金融アクセスメント制度)を提起 	<ul style="list-style-type: none"> 第二十九回中小企業問題全国研究集会/岡山 中同協、インターネット上にホームページ開設 「中同協三十年史」発刊 中同協設立三十周年記念中同協第三十一回定時総会/東京 第二十七回青年経営者全国交流会/愛媛 	<ul style="list-style-type: none"> 第二十八回中小企業問題全国研究集会/宮崎 中同協第三十回定時総会/大阪 第十五回中小企業労使問題全国交流会/福岡 第二十六回青年経営者全国交流会/静岡 青森県中小企業家同友会創立 	<ul style="list-style-type: none"> 第二十七回中小企業問題全国研究集会/香川 山梨県中小企業家同友会創立 中同協第二十九回定時総会/沖縄 第二十五回青年経営者全国交流会/福井 		
香川同友会	<ul style="list-style-type: none"> 地元金融機関と「中小企業の現状と今後」と題して懇談会を開催 香川大学経済学部教授との懇談会を三回開催 六月度支部例会を経営指針をテーマに全県的に取り組む 経営指針成文化事業(四テーマ×三会場)実施。のべ八百名が参加 同友会を知る会四回、会員開発デパート三回開催 同友会大学修学旅行として京都へ訪問 組織活性化委員会で愛知同友会との交流会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 年詞会「二十世紀日本経済の展望」と題して高野猛氏講演(四百名参加) 香川大学教授との定期的な交流会がスタート 常任相談役を設置 同友会フェスタをサンメッセ香川にて開催 	<ul style="list-style-type: none"> 北海道同友会大久保専務理事を招いて「共に育ち合う企業づくりを目標して」と題した講演会を開催 全県講演会として「ぬくもりの人間学」と題して童門冬二氏が講演 年詞会「難関の一九九九年をどう乗り切るか」と題して土居功氏が講演 第一回全県交流会が香川厚生年金会館にて開催 愛媛同友会兼田事務局長を招いて広報交流会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 中讃第三支部が発足(一九名でスタート) ビッグ講演会(講師/灰谷健次郎氏)がサンメッセ香川で開催 第十回話術大学が開催 年詞会「こんな時代だからこそ、負けたらあかん」と題して川辺清氏が講演 第十回同友会まつり、サンメッセ香川で開催 中同協小川広報委員長を招き研修会を開催 第二十七回全研の経験を生かし、第十一回香川経営研究集會を盛大に開催 	<ul style="list-style-type: none"> 移転(香川産業頭脳化センター)を実施 坂出支部が中讃第一支部に、中讃支部が中讃第二支部に名称変更。中讃第三支部設立準備会がスタート 年詞会「地域活性化を目指す私の経営」と題して九門渡が講演 	
	1,663	1,741	1,786	1,814	1,870	会勢 4/1

2005 (H.17)	2004 (H.16)	2003 (H.15)	2002 (H.14)	2001 (H.13)	西暦
第30期	第29期	第28期	第27期	第26期	期
<ul style="list-style-type: none"> 京都議定書が発効 中部国際空港開港。愛知万博開幕 スマトラ沖地震が発生 (M8.7) ペイオフ全面施行 宮城県南部地方地震発生 (M7.2) 道路四公団が民営化 姉歯設計による構造計算書の偽造問題 横綱／朝青龍、七連覇 (史上初) 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥インフルエンザ発生 陸上自衛隊、イラク派遣 消費税の内税(総額)表示の義務化 北朝鮮拉致被害者の家族五人が帰国 アテネオリンピック開幕 イチロー選手大リーグシーズン最多安打新記録二五七本 新紙幣発行。一万円札が福沢諭吉、五千円札が樋口一葉、千円札が野口英雄 スマトラ沖地震で十二カ国で十五万人以上死亡 	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県沖地震発生 (M7.1) 有事法制成立。イラク特措法成立 二〇〇三年十勝沖地震発生 (M8.0) スペースシャトル、コロンビア号搭乗員七人が死亡 イラク戦争勃発 郵政事業庁が日本郵政公社に改組 	<ul style="list-style-type: none"> 雪印牛肉偽装事件が発覚 DV防止法が施行 完全週休五日制のゆとり教育スタート 迷惑メール防止法公布 総務省、住民基本台帳ネットワーク開始 小泉純一郎首相の訪朝、金正日総書記が拉致問題を認める。北朝鮮の拉致日本人五人が帰国 ワールドカップ日韓共同開催 ノーベル物理学賞(小柴昌俊) ノーベル科学賞(田中耕一) 	<ul style="list-style-type: none"> 政府、一府十二省庁の新体制へ 小泉内閣発足 海洋実習船「えひめ丸」米潜水艦と衝突、沈没 大阪の小学校、児童殺傷事件 九・一一米国同時多発テロ事件 米国、アフガニスタンに報復爆撃 テロ対策法案成立、自衛隊米軍の後方支援に派遣 ノーベル化学賞(野依良治) 	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> 中同協、二〇一〇年五万名推進本部(本部長鋤柄幹事長)を設置 第三十五回中小企業問題全国研究会／新潟、「労使見解」発表三十年にあたる特別アピールを発表 秋田県中小企業家同友会創立、四十七都道府県すべてに同友会誕生 中同協第三十七回定時総会／千葉 第三十三回青年経営者全国交流会／滋賀 	<ul style="list-style-type: none"> 第三十四回中小企業問題全国研究会／静岡 同友会活動に関わる「個人情報保護に関する指針」と「個人情報保護マニュアル」及びチェックシート発表 中同協鋤柄幹事長、NHK総合テレビ「日曜討論」で中小企業憲章を語る 鳥取県中小企業家同友会創立 中同協第三十六回定時総会／岡山 「中小企業憲章」(討議素案)を発表、「中小企業憲章」「中小企業振興基本条例」制定めざし大学習運動を提唱 第三十二回青年経営者全国交流会／高知 	<ul style="list-style-type: none"> 一〇一万名突破 中同協第三十五回定時総会／福岡 「中小企業憲章制定」をうたった総会宣言を採択、「ITを駆使する経営者団体をめざそう」と提起 第三十一回青年経営者全国交流会／青森 	<ul style="list-style-type: none"> 第三十三回中小企業問題全国研究会／大分 「金融アセスメント法」制定をめざす第二次国会請願行動、請願署名 島根県中小企業家同友会創立 中同協第三十四回定時総会／愛知 第三十回青年経営者全国交流会／鹿児島 金融アセスメント法国会請願行動、七十万名の署名を衆参両議院に提出。全国二六四議会で国への意見書採択 金融アセスメント法国会請願行動、七十万名の署名を集める 「役員マニュアル・例会マニュアル」を冊子化し、支部運営の手引きとして活用 第一回報道責任者(関係者十二社参加)との懇談会を実施 障害者問題委員会がファームかわを設立 常任理事会と理事会を統合し「理事会」として決定と執行のスピードを図る 	<ul style="list-style-type: none"> 第三十一回中小企業問題全国研究会／富山 『共(こ)育(PARTⅢ)』発刊 中同協第三十三回定時総会／札幌 中同協、二〇一〇年五万名会員目標を提唱、「金融アセスメント法」制定運動を提起 第二十九回青年経営者全国交流会／神奈川 第一回中小企業地球環境問題交流会／滋賀、「地球環境宣言」発表、以降隔年ごとに開催 	中同協
<ul style="list-style-type: none"> 経営研究集会で中小企業憲章を学ぶ 第三期社員共育塾六講座が開催 高松信用金庫、観音寺信用金庫との提携金融商品の開発に取り組み 滋賀同友会の経営指針を創る会に参加し、試行的に経営理念を深める会、助言者養成講座を開催 全国求人サイト Jobway に本格的に取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 地元地銀との懇談会にて「リリースヨナルバンキング」について意見交換を実施 金融アセス法制定の意見書の議会採択が一県三市十二町になる 労使見解の理解を促進する事例発表会に二八名が参加。経営指針成文化セミナー二回、就業規則研修会を開催 第四回理事会にて経営体験発表を中心とした例会作りに取り組みことを承認 千人の仲間づくり「トライザ一〇〇〇」に取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> 経営環境研究会では大学教授と合同で「中小企業のIT調査のまとめ」を作成 同友会大学十期を迎え盛大に開催 全理事が経営指針書作成 中讃第三支部が中讃第二支部と統合 金融アセス法制定の意見書が香川県議会、高松市議会で採択 第一期社員共育塾六講座がスタート 経営戦略立案戦略研修を三回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 第十一回同友会まつりを高松中央公園にて開催 金融アセス法制定に向けて二万二千九百九十五名の署名を集める 「役員マニュアル・例会マニュアル」を冊子化し、支部運営の手引きとして活用 第一回報道責任者(関係者十二社参加)との懇談会を実施 障害者問題委員会がファームかわを設立 常任理事会と理事会を統合し「理事会」として決定と執行のスピードを図る 	<ul style="list-style-type: none"> ビジョン及び中期重点計画を作成 明日の香川同友会を考える会を発足し、組織決定のスピード化、合同支部例会の開催、事業委員会の再編を検討 経営指針成文化運動を全県行事として開催 金融問題検討会にて金融アセス法制定署名運動を推進し、一万七千八十一名集める 	香川同友会
1,373	1,439	1,430	1,509	1,579	会勢 4/1

2009 (H.21)	2008 (H.20)	2007 (H.19)	2006 (H.18)	2005 (H.17)	西暦										
第34期	第33期	第32期	第31期	第30期	期										
<ul style="list-style-type: none"> ・オバマ氏、第四十四代米大統領に就任 ・ICカード運転免許証(1/4) ・裁判員制度スタート(五月) ・浅間山噴火(2/2) ・高速道路土日祝日千円 ・豚インフルエンザ発生(メキシコ等)警戒レベルを初のフェーズ6に認定(WHO) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東海北陸道全線開通(7/5) ・新型携帯電話「iPhone 3G」発売 ・女子ソフト、北京五輪で念願の「金」 ・米証券四位リーマンブラザーズ破綻 ・ノーベル物理学賞(南部・益川・小林)。ノーベル化学賞(下村脩) ・中国四川大地震 ・後部座席シートベルト着用義務化(6/1) ・TOICA+Suica+ICOCA 相互利用(3/29) ・北京五輪(8/8～24) ・松下電器→Panasonic(10/1) ・後期高齢者医療制度スタート(4/1) ・メタボ健診・保健指導の義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・十七年ぶり電力需給調整(東京電力)郵政民営化(10/1) ・「赤福」製造日偽装発覚。「比内地鶏」偽装発覚。「名古屋コーチン」偽装発覚。NOVAに会社更生法適用 ・万能細胞(iPS細胞)作製に成功 ・次ぐ。六年半ぶり ・今夏は記録的猛暑日が続く。七十四年ぶりに高気温更新四十・九℃(多治見市、熊谷市)、熱中症死相 ・平均寿命(男、七十九歳・女、八十五・八二歳) ・自動車運転過失致死傷罪新設 ・浜松・新潟が政令指定都市 ・国民投票法、改正少年法成立 ・許可 ・慈恵病院「赤ちゃんポスト」設置 ・能登半島で大地震(3/25) ・Windows Vista 発売(1/30) ・ATM十万超現金振込不可(1/4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者保護法が施行 ・トリノ冬季オリンピック開幕 ・新会社法施行 ・ゼロ金利政策解除 ・自民党総裁安倍晋三誕生 ・地上デジタルテレビジョン放送開始 ・改正教育基本法・防衛庁の防衛省への昇格法案も可決・成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三十六回中小企業問題全国研究会/兵庫 ・『中小企業家しんぶん』創刊一〇〇〇号記念紙を発行 ・中同協三十八回定期総会/石川 ・第三十四回青年経営者全国交流会/徳島 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三十七回中小企業問題全国研究会/沖縄 ・中同協/経営労働委員会内に「企業変革支援プログラム」作成でプロジェクトチームを設置 ・中同協/経営指針成文化運動実践交流会/香川 ・中同協第三十九回定期総会/香川 ・第三十五回青年経営者全国交流会/山口 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三十八回中小企業問題全国研究会/宮城 ・中同協/四万七千七十七名の史上最高の会勢に到達 ・中同協、『会員増強の手引き』発刊 ・中同協/中小企業憲章ヨーロッパ視察・ベルギー・フィンランド ・中同協・第四十回定期総会/埼玉 ・中同協/第三十六回青年経営者全国交流会/岩手 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二十三回中小企業労使問題全国交流会(8/3～5)をかがわ国際会議場にて開催 ・第一期経営指針を創る会がスタート ・年詞会にて、寺内氏を講師に新春教育講演会を二百名で開催 ・環境E&I部会 開設 ・第三十一回定期総会で、三十周年記念式典を開催し功労者等を表彰 ・組織活性と会員開発委員会が統合し組織委員会に、経営研究委員会を経営労働委員会にそれぞれ名称変更 ・上海視察ミッションにて四国四県の同友会が交流 ・第一期役員発展塾、グループ長養成リーダー研修会、エビス会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協第三十九回定期総会の設営県として全国レベルの学びを実践 ・全国総会に向けた会員増強で一六五〇名達成。多くの支部で世代交代が進んだ ・高松信用金庫、観音寺信用金庫と「会員向け提携ローン」が締結された ・「金融アセスメント法」の議会制定推進や「県への政策に対する中小企業家の要望」を提言 ・中同協第三十九回定期総会の設営県として全国レベルの学びを実践 ・全国総会に向けた会員増強で一六五〇名達成。多くの支部で世代交代が進んだ ・高松信用金庫、観音寺信用金庫と「会員向け提携ローン」が締結された ・「金融アセスメント法」の議会制定推進や「県への政策に対する中小企業家の要望」を提言 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業憲章をテーマとした支部例会を通算十九回開催し、中小企業憲章の精神と考え方の浸透や語り部養成に取り組み ・第三行目となる「会員向け提携ローン」が百十四銀行との間で締結された ・支部例会を、体験報告を主体とし、グループ討論を通じて会員間の経交流を深めた ・「中小企業憲章学習推進」「会員増強推進」「ビジョン検証」「企業変革支援プログラム推進」などを柱に取り組んだ ・中同協/中小企業憲章ヨーロッパ視察に香川より四名参加 ・中小企業振興基本条例制定に向けて行政との懇談会実施 ・地元の経済指数や景気動向調査結果から会員の経営課題を踏まえて「中小企業政策に対する重点要望・提言」を香川県と県議会に提出 ・香川県環境森林部みどり整備課及び塩江町森林組合と「香川同友の森づくり」を協働で進める協定を 	1,585	1,653	1,601	1,351	1,373	西暦 期 社会情勢 中同協 香川同友会 会勢 4/1

2012 (H.24)	2011 (H.23)	2010 (H.22)	2009 (H.21)	西暦
第37期	第36期	第35期	第34期	期
<ul style="list-style-type: none"> ・首都・阪神高速が距離別料金制に移行(1/1～) ・熊本市、二十番目の政令指定都市移行 ・新東名高速、御殿場～三ヶ日間一六二km開通(4/14) ・四十二年ぶり、「原子の火」が消える(9/5) ・東京スカイツリー開業(5/22) ・ロンドン五輪(7/27～8/12) 	<ul style="list-style-type: none"> ・五十二年ぶり、新燃岳が爆発的噴火 ・日本、サッカー・アジア杯優勝(1/30) ・九州新幹線全線開通(3/12) ・既存住宅に火災警報機設置義務化 ・アナログ放送終了(～7/24正午) ・東京スカイツリー完成(六三四m) ・東北地方太平洋沖地(3/11)M9.0 ・世界最大級(東日本大震災) ・東京電力福島第一原発で国内初の炉心溶融、建屋損壊など相次ぐ ・国際原子力事象評価尺度の暫定評価が最悪の「レベル7」に ・小笠原諸島、世界自然遺産に登録 ・平泉、世界文化遺産に登録 ・サッカー女子W杯でなでしこジャパン、米を破り世界一、国民栄誉賞受賞 ・反対の声の中、TPP交渉参加表明 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーベル化学賞(根岸英一・鈴木章) ・東北新幹線全線開通六七四・九km(12/4) ・南アフリカでサッカーW杯(日本ベスト十六) ・プロ野球、ボール・ストライクの順にゴール ・バンクーバー冬季五輪 ・チリ大地震で十六年ぶり大津波警報 ・宮崎県で口蹄疫問題発生 ・米アップル社「iPad」発売 ・大相撲、野球賭博で混迷 ・高速道路無料化社会実験(6/28～) ・平均寿命(男、七十九・五九歳、女、八十六・四四歳) ・猛暑で熱中症死者相次ぐ ・日本振興銀行破綻、初のペイオフ ・たばこ、大幅値上げ(10/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・米GM、経営破綻 国有化へ ・平均寿命(男、七十九・二九歳、女、八十六・〇五歳) ・衆院選で民主党勝利、政権交代へ ・民主・社民・国新連立政権樹立 ・Windows 7 発売(10/22) ・巨人、七年ぶり日本一(二十一度目) 	社会情勢
<ul style="list-style-type: none"> ・第四十二回中小企業問題全国研究集会in福島 ・「企業変革支援プログラムステップII」発刊 ・第十五回女性経営者全国交流会沖縄で開催 ・中同協第四十四回定時総会inぎふ ・障害者問題全国交流会大阪にて開催 ・第四十回青年経営者全国交流会が島根で開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協 事務局移転(千代田区) ・第四十三回定時総会in北海道に一二七人参加 ・富山にて第三十九回青年経営者全国交流会 開催 ・二〇一一年全国共同求人交流会 宮城で開催 ・第十四回女性部全国交流会 静岡で開催(これ以降毎年開催) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「中小企業憲章」閣議決定され、各地域では中小企業振興基本 条例の制定運動が広がってきた(6/18) ・中同協が分科会設置/第十五回中同協役員研修会 岡山にて開催 ・第二回人を生かす経営全国交流会 松山 ・十月十七～二十四日、「中小企業憲章アメリカ視察団」を米国のワシントンとニューヨークに派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ・定時総会/東京「同友エコ」推進キックオフ宣言 ・中小企業憲章に関する研究会(経産省)で意見発表 	中同協
<ul style="list-style-type: none"> ・香川県中小企業振興条例 制定 ・高松市中小企業基本条例 制定 ・経営指針創る会に社内発表をカリキュラムに取り込み、全員が社内発表を行った ・同友会オリエンテーションの毎月開催 ・農商工連携部会 設立 ・中国市場研究会部会 設立 ・福祉事業部会 設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・第六回中小企業地球環境問題交流会in香川の開催 ・プレ報告の実施で共に学ぶ場づくりの共有 ・企業変革支援PGの支部役員会での実施 ・地球環境問題交流会の開催に合わせて全支部例会の中で「環境問題」をテーマにした例会を設営し、環境問題への意識を高めた ・中小企業振興基本条例制定に向けての準備会が香川県と高松市で発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指針作り↓実践者の支部例会報告↓実践の普及と評価↓経営指針見直し の道筋が整ってきた ・香川県の景況調査の内容・分析充実 ・丸亀市産業振興条例 制定 ・インタラシップ、講師依頼(中小企業経営実践論)等学校からの相談や依頼が増加 ・建築部会 設立 	<ul style="list-style-type: none"> ・締結 ・第二十三回香川経営研究会で「香川同友会の環境宣言」が採択される ・障害者就労施設を中心とした商品展示会「さぬきええもん福市」を開催 ・これまでの香川大学・高松大学・四国学院大学に加えて新たに徳島文理大学香川校内にて合同企業説明会の開催をスタート ・共同求人委員会と学校の先生との懇談会を大学・短大・専門と高校の二パターンでの開催を開始 ・障害者への理解を深めるため、毎月福祉側との会合を設け、情報・意見交換を図った ・「アタック25」と銘打った会員訪問活動を展開した 	香川同友会
1,464	1,463	1,495	1,585	4/1 会勢

2015 (H.27)	2014 (H.26)	2013 (H.25)	2012 (H.24)	西暦
第40期	第39期	第38期	第37期	期
<ul style="list-style-type: none"> 最後のブルトレ「北斗星」廃止(三月) 北陸新幹線開業(3/14) 十八歳選挙権成立(6/17)・16参院選から Windows10公開 マイナンバー制度制定 安全保障関連法案(安保法案)成立 ノーベル生理学・医学賞(大村智) ノーベル物理学賞(梶田隆章) 日本郵政、ゆうちょ、かんぽ 株式上場 	<ul style="list-style-type: none"> 「あべのハルカス」全面開業(3/7) 「笑っていいとも」放送終了 消費税5%→8%に 第三セクター三陸鉄道三年ぶり完全復旧 Windows XPサポート終了(4/9) 虎ノ門ヒルズ開業(6/11) サッカーW杯ブラジル大会(6/12～7/13) 「ヤン坊マー坊天気予報」放送終了 4K試験放送開始 集団的自衛権行使容認、閣議決定(7/1) 八月、各地で記録的集中豪雨(福知山、京都、広島、礼文島、…) エボラ出血熱の感染拡大(西アフリカ) 国内で Dengue 熱感染を確認 御嶽山噴火(9/27) ノーベル物理学賞(赤崎勇・天野浩・中村修二) 世界文化遺産に「富岡製糸場」 STAP 細胞騒動 	<ul style="list-style-type: none"> 東証と大証が経営統合 東北新幹線、国内最速三二〇km/h 運転 JR九州、寝台列車「ななつ星」運行開始 大鵬さんに国民栄誉賞、長嶋茂雄、松井秀喜に国民栄誉賞(5/5) 三浦雄一郎、最高齢(八十)でエベレスト登頂 共通番号制度成立、施行は平成二十八年一月 富士山、世界文化遺産登録 国内最高気温四十一度(四万十市)(8/12) イチロー、日米通算四千本安打(8/21)、ヤクルトのバレンティン、プロ野球新記録六十号本塁打 台風十八号で初の大雨特別警報発令(9/16) 楽天、初のプロ野球日本一(11/3) 和食がユネスコ無形文化遺産(12/4) 特定秘密保護法成立(12/6) 	<ul style="list-style-type: none"> ノーベル医学・生理学賞(山中伸弥) Windows 8 発売開始(10/26) 中央道笹子トンネルで天井板落下事故(12/2) 衆院選挙で自民党圧勝、民主党大敗 第二次安倍内閣始動(12/26) 	<p>社会情勢</p>
<ul style="list-style-type: none"> 第四十七回中同協全国総会 in 岩手 第四十三回青年経営者全国交流会 in 山梨 第四十六回中小企業問題全国研究会 in 香川 第四回 REES 福島ー宮城 	<ul style="list-style-type: none"> 「人を生かす経営」の推進に向けて四委員会合同研修・委員会を開催 第二回東日本大震災復興シンポジウム盛岡開催 エネルギー問題学習会を開催 第四十六回中同協定時総会 in 新潟 【会長談話】外形標準課税適用拡大に反対(見解・談話) 【会長談話】「集団的自衛権行使容認」は国民的議論が必要(見解・談話) 中同協総会が七月十～十一日に千一〇六名で新潟開催・中同協総会で特別決議を採択 外形標準課税適用拡大等中小企業向けの増税に反対(見解・談話) 青年経営者全国交流会 in 奈良開催 第四回人を生かす経営全国交流会が長野で開催 第四十五回中小企業問題全国研究会 in 神奈川 第三回 REES 宮城 	<ul style="list-style-type: none"> 第四十四回中小企業問題全国研究会 in 広島 中同協、中小企業庁と懇談・特定秘密保護法への疑問(会長談話) 中小企業金融円滑化法終了にあたり国へ要請行動 中同協総会/宮崎 青年経営者全国交流会 in 神奈川開催 第二回 REES 岩手 	<ul style="list-style-type: none"> 第三回人を生かす経営全国交流会 in 愛知 第四十三回中小企業問題全国研究会 in 福岡 東日本大震災復興シンポジウム(REES) 福島 	<p>中同協</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地区活性化部会 設立 第四十回定時総会(5/9) 第十一期経営指針を創る会開校 支部長交流会開催、以後毎月定例開催 四十周年誌編集委員会設置される 中小企業問題全国研究会(全研)に向け、分科会テーブル長養成講座開かれる。全三回 全研までに一八〇〇名会員目指した増強運動始まる。そのため毎月一回の増強デーを行う。全二十回 	<ul style="list-style-type: none"> 講師で実施する形に変更 青年部委員会発足 障害者問題委員会で障害者就労施設の視察見学会や特別支援学校の先生方との交流会を実施し、受け入れ賛同マップが十九社まで増える 香川シニア部会設立 香川同友の森が間伐から植樹活動に変更して第一回を開催し、六十五名が参加、一二〇本植樹 ソーシャルビジネス部会設立 地区会を考える会発足 BCP作成セミナーを二回開催 第二期かがわ女性起業塾開講 	<ul style="list-style-type: none"> 社員教育委員会の新入社員研修・フォローアップ研修が同友会会員が 経営指針を創る会が第九期の卒業生を送り出し、延べ一五〇名が経営指針書を成文化 小グループ活動が広まり始め、支部会員のニーズに合わせた形で経営に活きる活動が生まれてきた 中小企業振興基本条例が普通寺市、三豊市、観音寺市で制定 中小企業憲章、条例制定を各支部例会テーマとして勉強会を開催 かがわ同友の森づくり十回の間伐が終了 女性委員会が「第一期かがわ女性起業塾」を開講。メディアでも多く取り上げられ、定員を超す二十五名が受講 同友会大学第二十期が開講 支部単位で定期的な増強デーの開催 事務局長交代により事務局経営指針書の改定 	<ul style="list-style-type: none"> 香川同友映画部会 設立 経営指針を創る会が第九期の卒業生を送り出し、延べ一五〇名が経営指針書を成文化 小グループ活動が広まり始め、支部会員のニーズに合わせた形で経営に活きる活動が生まれてきた 中小企業振興基本条例が普通寺市、三豊市、観音寺市で制定 中小企業憲章、条例制定を各支部例会テーマとして勉強会を開催 かがわ同友の森づくり十回の間伐が終了 女性委員会が「第一期かがわ女性起業塾」を開講。メディアでも多く取り上げられ、定員を超す二十五名が受講 同友会大学第二十期が開講 支部単位で定期的な増強デーの開催 事務局長交代により事務局経営指針書の改定 	<p>香川同友会</p>
<p>1,456</p>	<p>1,449</p>	<p>1,440</p>	<p>1,464</p>	<p>会勢 4/1</p>

	2015 (H.27)	西暦
	第40期	期
	<ul style="list-style-type: none"> ・国産ジェット機MRJ初飛行 ・「あかつき」金星軌道投入成功 ・原子番号一三三の元素 日本に命名権 	社会情勢
	<ul style="list-style-type: none"> ・中同協、会費一部改訂を幹事会で承認 ・二〇一六年三月十日、中同協顧問・元会長 赤石義博氏 逝去 	中同協
	<ul style="list-style-type: none"> ・開催される ・会員増強運動として各支部主催の「異業種交流と同友会を知る会」が活発に開かれる ・香川県中小企業振興条例制定三周年記念セミナー開催。北川中小企業庁長官 京都大学 岡田知弘教授講演 ・四委員会（経営労働・共同求人・社員共育・障害）合同例会開催（8/31） ・香川同友会第七次ビジョン検討委員会始まる ・第三期かがわ女性起業塾開講（9/12） ・年詞会開催 ・第四十六回中小企業問題全国研究集会 香川設営で開催される。一三〇〇名あまりの参加で成功裏に終える 	香川同友会
	1,456	会勢 4/1

四十年の歩み 検証

INSPECTION OF HISTORY FOR FORTY YEARS

期	1~5期 (1976年~1980年)	6~10期 (1981年~1985年)	11期~15期 (1986年~1990年)
全体の評価	<p>誕生と基礎づくり。活動を軌道に乗せるため苦心した時代。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一九七六年、全国十九番目の同友会として中同協総会で承認される。 ・路線の違いから、会の分裂が起こり、会員数が半減するが、中同協に賛同、歩調を合わせ、同友会活動を継続する。その後、会員数も九十名に達する。 ・学び合いの手法として、例会を中心に県内外の経営者招く。 ・中同協は一九七九年の第十一回総会ですべての会員企業は経営指針（理念、方針、計画）を持ち、その実践を呼びかけた。しかし、香川同友会は運動に生かすことができないレベルには至っていなかった。 	<p>手探りしながら、香川同友会の基盤を確立し、急成長が始まった時代。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他県同友会に学び、強靱な経営体質づくりをめざし多面的な活動を展開。 ・理事研修会を開催し、理事の同友会理念の理解促進を図る。 ・会員数は五百名超。その結果、県下の中小企業団体の中で一定の影響力を及ぼす経営者団体に成長した。 	<p>本格的な急成長時代。同友会運動が幅広く展開され「質・量」とともに発展した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中同協の定時総会の香川開催を記念した会員増強に取り組み、二千名会員を達成する。県下の対象企業の加入率は十一・九%となり、全国最高の組織率となった。 ・企業づくりでは、さらに多面的な活動の広がりや会員による自主的活動が広まった。
企業づくり	<p>例会の設定など手探りで模索しつつ、形（しくみ）を作っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発足間もないことから、県内外の著名な経営者を講師に招き、経営の在り方を学びあった。 ・同時に同友会らしい経営の在り方を求め他県同友会の会員も招き学んだ。 ・例会にバズセッションを導入し、参加会員同士の意見交換を通じて学びを深めあった。 ・同年代の青年経営者が交流できるように青年経営者懇談会が発足した。 	<p>強靱な経営体質を作るため、多面的な活動が展開された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指針作成講座、それに続くシリーズによる研究会の開催。 ・経営者も幹部社員も共に学びあう共学教室の開催。 ・共同求人活動、合同入社式と三泊四日の新入職員研修会開始。 ・社員研修会開催。 	<p>これまでの経験を生かしさらにその活動が広がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子社員研修会（高松・丸亀・白鳥）は県下三会場で開催。 ・経営者大学の開催。 ・第一回異業種交流会の開催。 ・経営研究会の開催。 ・これらの集大成として経営体験報告集「経営へんろ」が発刊された。
地域づくり	<p>発足直後にもかかわらず、自治体との連携を見据えた動きが始まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政関係者（知事、高松市長）と懇談会を行う。 	<p>同友会の主催で「人育て」の講演会が会員企業、教育関係者、地域の市民を対象に活発に行われ、同友会の人育て活動が地域に広まった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薦氏（徳島池田高校野球部監督）、若林氏（長野県篠ノ井旭高校校長、太田氏（日本教育学会会長）などを招く。 ・会員企業の社員、家族を対象とした納涼船を開始。その後、十年間継続した。 	<p>瀬戸大橋開通に伴い、活動範囲が広がりや経営環境課題（売上税）への取り組みが始まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・坂出支部と岡山倉敷支部の交流。 ・売上税新設に反対する運動に取り組んだ。 ・東讃支部、さだまさしチャリティーコンサート開催、二千百名が参加する。
同友会づくり	<p>発足直後で会員数も安定せず混乱するも、徐々に基盤となる体制を整えていった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三十四名の会員企業で香川同友会設立。 ・二年后会員が七十八名に達するが、路線を巡って不幸にも分裂し、会員が三十数名に減少。しかし中同協に賛同、歩調を合わせ、同友会を継続。 ・高松市内会員を二十名、二十五名の小グループ五つに再編し、グループ会を軸に活動を展開。 ・会員は九十名まで増加。 ・一時財務状況が悪化したが、一口一万円の同友会債券を募集し、理事を中心とした会員より一〇六口の協力があき、この危機を乗り切った。 	<p>が発揮され始めた。その結果、組織の急速な発展に繋がった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年百名を超える会員加入が五年間続き、会員数は五百名を超えた。 ・新入会員の同友会の理解を深めるため、新入会員オリエンテーションを開催し、新入会員の九十%以上が受講した。 ・理事の同友会理念の理解促進を図るため、理事研修会を三年連続で開催。（北海道同友会専務理事 大久保氏を三年間連続して講師に招く）。 ・東讃支部設立。 	<p>会員二千名の達成と会員の自主的活動が発展した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一九九〇年中同協第二十二回定時総会の設営担当員として会員二千名をめぐし会員増強運動を行い、二千名会員を達成する。県下の対象企業の十一・九%が加入。会員の自主的活動が定着した。行事開催数は年間七百回を超える。 ・小豆島支部発足。 ・創立十周年記念式典の開催、記念誌を発行した。

	30期～35期 (2006年～2010年)	26期～30期 (2001年～2005年)	21期～25期 (1996年～2000年)	16期～20期 (1991年～1995年)	期
全体の評価	<p>多くの会員が同友会本来の価値を理解し、本格的な活動が始まった時代。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長く続いた会勢の後退から増勢に転じた。 ・中協第三十九回定時総会の設営担当県として会員増強運動に取り組み一六五〇名の会員数を達成する。 ・第二十三回中小企業労使問題全国交流会が香川で開催。 ・経営指針の成文化運動が会員拡大に効果を発揮する。 ・指針を成文化し実践している会員は、経営指針を作成し実践することで自社が発展成長し、そのことを加入対象者に熱く語り加入を図る例が多数生まれた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指針作成の必要性を認識し、作成の成文化運動の準備を始める。 	<p>会員数は千三百名台となったが、経営指針成文化や社員共育など、同友会本来の活動が本格化し、再スタートを切った時代。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指針の成文化運動に取り組む。 	<p>徐々に景気の減退が始まったために、会勢の後退が始まった。しかし、同時に活動内容や会員の質の充実が図られ始めた時代。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者としての「人格形成」が重視されるようになった。 ・政策企画委員会が「提言」活動を開始した。 ・「二十一世紀型企業づくり」が提唱され、取り組みが始まる。
企業づくり	<p>経営指針作成運動が本格的に開始された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一回経営指針を創る会がスタートした。同時に、指針の成文化、支部例会で発表、指針の実践と普及・評価という流れが確立される。 ・共同求人、香川大学、四国学院大学等で学内説明会が開催された。 ・金融機関三行（百十四銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫）と「会員向け提携ライン」を提携。指針の作成が金融機関との連携を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滋賀同友会の指針作成講座に香川の代表者三名が半年間通い、作成講座を学ぶ。 ・第一期社員教育塾六講座スタート。 ・同友会大学が十期を迎える。 ・「労使見解」の事例発表会を開催。 	<p>強靱な経営体質づくりの原点である経営指針の作成、社員共育などに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営指針成文化セミナーを開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支部例会で「経営指針」をテーマに全県で学びあった。 ・年詞会開催。 ・二十周年記念ビッグ講演会開催。 	<p>経営者としての「人格形成」を重点とした学びの活動が始まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営者としての「人格形成」の学びの場」として同友会大学がスタート。 ・国際交流委員会が初めて海外経済視察を行った。
地域づくり	<p>平成二十二年六月に中小企業憲章が制定される。「同友の森」づくり始まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二十三回香川経営研究会会で「香川同友会の環境宣言」を採択。同時に県、塩江町森林組合と提携し「同友の森」づくりを始める。 ・中小企業振興基本条例の制定に向け行政と懇談。 ・丸亀市で条例制定。 ・企業の景気動向調査や会員の経営課題を踏まえ、「中小企業政策に対する重点要望・提言」を県と県議会に提案。 	<ul style="list-style-type: none"> ・レイシヨナルバンキング」について意見交換を行う。 ・香川経営研究会で中小企業憲章を学ぶ。 ・県と県議会に政策要望と中小企業振興条例制定の提言を行う。 	<p>経営環境課題に取組む。中小企業憲章制定運動始まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融アセスメント法案制定運動に取り組む。 ・地域地銀との懇談会で「リ 	<ul style="list-style-type: none"> ・香川大学経済学部教授と懇談会を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と共に歩む同友会の一環として「同友会まつり」を開催した。最高時一万七千人の参加者。 ・三豊支部「企業交流フェア」開催し、三百名の参加。 ・政策企画委員会が同友会内外の経営環境を改善する案を香川県に提言。
同友会づくり	<p>会員数は後退から増勢に転じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中協第三十九回定時総会設営県として会員増強運動に取り組み、千六五〇名を達成する。 ・「アタック25」の名称のもと会員による会員企業訪問運動に取り組んだ。 ・会内における情報の共有を図るため、e-portalシステムを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長養成リーダー研修会等開催される。 ・中讃第三支部が中讃第二支部と統合される。 ・会員は五期で二二〇名減少したが、会運営のための各種マニュアル整備され、今後の発展に向けた準備が開始された。 	<p>支部活動の充実を図るため、役員マニュアル、例会マニュアルを作成し支部運営の手引きとして活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支部三役研修会、グループ 	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次中期ビジョン発表。 ・中讃第三支部発足。 ・「同友会を知る会」「会員増強デー」などを行うが会員数は五期で二五〇名減少した。 ・事務局が香川産業頭脳化センターに移転し、情報機能拡充した。 	<p>会勢の後退が始まる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次中期ビジョンを発表した。 ・婦人部が女性部に名称を変更。 ・広報委員会「支部だより作成セミナー」開催。 ・会員は千八百名台に後退した。 ・公職選挙法・宗教に対するの見解などがしっかり整い、同友会としてのスタンスが確立された。

同友会の基本理念

「自主・民主・連帯」の深い意味と 日常実践の課題

	自主	民主	連帯
第一層 会内でのあり方	入会も退会も個人の意志決定による。	ボスを作らない。全ての会員が主体者。	個人個人が尊重される団結。
第二層 社会との関係	自主性を損なうような特定の関係を排除。	民主的ルール尊重精神の一般化。	中小企業の地位向上に他団体とも協力。
第三層 本来的深い意味	<p>個人としての尊厳性を尊重されねばならないと云うのが最も根元的な意味である。</p> <p>人間はそれぞれ「かけがえのない人生」を生きている。それだけでも個人として尊重されねばならない。</p> <p>(それは、同時に個人の可能性の尊重をも重視すべき事を示している)</p> <p>個人の可能性の追求 全ての人間は、なんらかの可能性を持って生れてきている。その可能性を見つけだし、どれだけ伸ばしきるかも、人間らしく生きる充実度の重要なポイントになる。これを「題名のない伸縮自在の袋」と名付けている。</p>	<p>生命の尊厳性の尊重にその根源がある。</p> <p>人間の命の重さに軽重はない。全ての人間の命の重さは同じである。</p> <p>そこから、「平等な人間観」が生れ、更にそこから、平等な立場での参画と云う意味で、1人1票という民主主義の投票原則が生れてきた。</p>	<p>人間の社会性の尊重。</p> <p>人間はある時から、群(むれ)を維持する事により、生きることをより確かにしてきた。そうした数十万年以上の体験が、協力することの重要さの認識を基本的な行動様式としての社会性として身につけてきた。</p> <p>「人間的信頼関係に立つ、当てにし当てにされる関係」が成立し深まるほど、集団(家族、企業、サークル、社会など全て)は安定し、集団としての力も強まる。</p> <p>究極の課題は、地球環境の保全・世界平和・民生全体の向上である。</p>
第四層 第三層の意味の具体的実践の形	「人間らしく生きる」ことを具体的に追求すること。	「生きる」生理的にも、経済的にも命を守る。	「くらしを守る」自助努力と共に、社会的連帯の重視。

※中同協40周年記念誌より

	36期～40期 (2011年～2015年)	期
	<ul style="list-style-type: none"> ・全研の成功を目指して千八百名会員達成の増強運動を開始した。 ・企業づくりでは「経営指針を創る会」の毎年開催、例会充実、小グループ活動など積極的な取り組みが行われる。 ・中小企業振興基本条例が香川県と五市で制定。 ・会員増強では会外への積極的な情報発信、支部単位の増強デーの取組、オリエンテーションの毎月開催、理事会の活性化に向け理事研修会の開催など、多彩に取り組まれた。 	全体の評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指針作成、企業変革支援プログラム、例会の充実、小グループ活動など同友会らしい活動がいたるところで展開されるようになった。 ・経営指針を創る会は第十一期まで開催し、指針を作成した会員は延べ一七九名となった。 ・企業変革支援プログラムを普及するため支部役員会で活用が図られた。 ・例会を充実させるためプレ報告会が行われる。 ・支部内小グループ活動が広まり、会員のニーズに合った例会企画が取り組まれる。 ・年齢や会員の要望に沿った各種の委員会活動が活発になった(青年部委員会、シニア部会、ソーシャルビジネス部会など)。 	企業づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ・振興条例の制定を機会に地域づくりが始まる。 ・中小企業振興基本条例が香川県、高松市、丸亀市、善通寺市、三豊市、観音寺市で制定された。 ・地域の女性を元気にし女性企業家を養成する「かがわ女性起業塾」を開催し注目される。 	地域づくり
	<ul style="list-style-type: none"> ・同友会外への情報発信や組織運営の改善に取り組まれた。 ・会外への情報発信(ポスターの作成、香川経済レポートへの広告掲載)。 ・支部単位で定期的な増強デーの開催。 ・行政に対応した組織の在り方として地区会を考える会の開催。 ・毎月のオリエンテーション開催。 ・主体的な理事会づくりのため理事研修会の開催。 	同友会づくり

「中小企業憲章」について

平成二十二年 六月十八日
閣議決定

中小企業憲章

中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を続け、多くの難局に遭つても、これを乗り越えてきた。

戦後復興期には、生活必需品への旺盛な内需を捉えるとともに、輸出で新市場を開拓した。オイルショック時には、省エネを進め、国全体の石油依存度低下にも寄与した。急激な円高に翻弄されても、産地で連携して新分野に挑み、バブル崩壊後もインターネットの活用などで活路を見出した。

我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。

中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である。政府が中核となり、国の総力を挙げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も

中小企業の立場で考えていく。これにより、中小企業が光り輝き、もって安定的で活力ある経済と豊かな国民生活が実現されるよう、ここに中小企業憲章を定める。

① 基本理念

中小企業は、経済やくらしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、くらしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。

経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。

中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。

小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却つて大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらす、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。

② 基本原則

中小企業政策に取り組むに当たっては、基本理念を踏まえ、以下の原則に依る。

一、経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する

資金、人材、海外展開力などの経営資源の確保を支援し、中小企業の持てる力の発揮を促す。その際、経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する。中小企業組合、業種間連携などの取組を支援し、力の発揮を増幅する。

二、起業を増やす

起業は、人々が潜在力と意欲を、組織の枠にとらわれず発揮することを可能にし、雇用を増やす。起業促進策を抜本的に充実し、日本経済を一段と活性化させる。

三、創意工夫で、新しい市場を切り拓く中小企業の挑戦を促す

中小企業の持つ多様な力を発揮し、創意工夫で経営革新を行うなど多くの分野で自由に挑戦できるよう、制約の少ない市場を整える。また、中小企業の海外への事業展開を促し、支える政策を充実させる。

④ 公正な市場環境を整える

力の大きい企業との間で実質的に対等な取引や競争ができず、中小企業の自立性が損なわれることのないよう、市場を公正に保つ努力を不断に払う。

五、セーフティネットを整備し、中小企業の安心を確保する

中小企業は、経済や社会の変化の影響を受け易いので、金融や共済制度などの面でセーフティネットを整える。また、再生の途をより利用し易いものとし、再挑戦を容易にする。

これらの原則に依り、政策を実施するに当たっては、

- ・ 中小企業が誇りを持って自立することや、地域への貢献を始め社会的課題に取り組むことを高く評価する
- ・ 家族経営の持つ意義への意識を強め、また、事業承継を円滑化する
- ・ 中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる
- ・ 地域経済団体、取引先企業、民間金融機関、教育・研究機関や産業支援人材などの更なる理解と協力を促す
- ・ 地方自治体との連携を一層強める
- ・ 政府一体となつて取り組むこととする。

③ 行動指針

一、中小企業の立場から経営支援を充実・徹底する

中小企業の技術力向上のため、ものづくり分野を始めとする技術開発、教育・研究機関、他企業などとの共同研究を支援するとともに、競争力の鍵となる企業集積の維持・発展を図る。

また、業種間での連携・共同化や知的財産の活用を進め、中小企業の事業能力を強める。経営支援の効果を高めるため、支援人材を育成・増強し、地域経済団体との連携による支援体制を充実させる。

二、人材の育成・確保を支援する

中小企業の要諦は人材にある。働く人々が積極的に自己研鑽に取り組めるよう能力開発の機会を確保する。

魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する。

また、女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す。

三、起業・新事業展開のしやすい環境を整える

資金調達を始めとする起業・新分野進出時の障壁を取り除く。

また、医療、介護、一次産業関連分野や情報通信技術関連分野など今後の日本を支える成長分野において、中小企業が積極的な事業を展開できるよう制度改革に取り組む。

国際的に開かれた先進的な起業環境を目指す。

四、海外展開を支援する

中小企業が海外市場の開拓に取り組みよう、官民が連携した取組を強める。

また、支援人材を活用しつつ、海外の市場動向、見本市関連などの情報の提供、販路拡大活動の支援、知的財産権トラブルの解決などの支援を行う。

中小企業の国際人材の育成や外国人材の活用のための支援をも進め、中小企業の真の国際化につなげる。

五、公正な市場環境を整える

中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する。

また、国及び地方自治体が中小企業からの調達に配慮し、受注機会の確保や増大に努める。

六、中小企業向けの金融を円滑化する

不況、災害などから中小企業を守り、また、経営革新や技術開発などを促すための政策金融や、起業、転業、新事業展開などのための資金供給を充実する。

金融供与に当たっては、中小企業の知的資産を始め事業力や経営者の資質を重視し、不動産担保や保証人への依存を減らす。そのためにも、中小企業の実態に則した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す。

七、地域及び社会に貢献できるような体制を整備する

中小企業が、商店街や地域経済団体と連携して行うものも含め、高齢化・過疎化、環境問題など地域や社会が抱える課題を解決しようとする活動を広く支援する。

祭りや、まちおこしなど地域のつながりを強める活動への中小企業の参加を支援する。

また、熟練技能や伝統技能の継承を後押しする。

八、中小企業への影響を考慮し政策的に総合的に進め、政策評価に中小企業の声を生かす

関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。

中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める。

その際、地域経済団体の協力を得つつ、全国の中小企業の声を広く聴き、政策効果の検証に反映する。

結 び

世界経済は、成長の中心を欧米からアジアなどの新興国に移し、また、情報や金融が短時間のうちに動くという構造的な変化を激しくしている。

一方で、我が国では少子高齢化が進む中、これからは、一人ひとり、力を伸ばし発揮することが、かつてなく重要性を高め、国の死命を制することになる。

したがって、起業、挑戦意欲、創意工夫の積み重ねが一層活発となるような社会への変革なくしては、この国の将来は危うい。変革の担い手としての中小企業への大いなる期待、そして、中小企業が果敢に挑戦できるような経済社会の実現に向けての決意を政府として宣言する。

香川県中小企業振興条例

制定（公布） 平成二十四年七月十七日

香川県中小企業振興条例

香川県の中小企業は、今日まで、生産、流通等本県経済活動の原動力として、重要な役割を果たすとともに、雇用機会を創出し、地域社会の担い手として、本県の発展及び県民生活の向上をもたらしきつてきた。

しかし、近年、国際競争の激化、人口減少の進展等により、社会経済情勢が大きく変化し、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような中、今後も本県の持続的かつ活力ある成長発展を図るためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、新しい技術、ビジネスモデル等の新たな価値を生み出す等意欲ある中小企業を育て、支援していくことが重要である。

ここに、私たちは、次代を担う若者が将来に夢と希望を持つことのできる、元気で活力ある香川を創造することを目指して、社会全体で中小企業の振興に取り組むため、この条例を制定する。

【目的】

第一条

この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念及び施策の基本方針を定めるとともに、県の責務、中小企業者の努力等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本県の経済の活性化及び持続的発展並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百一五号。以下「法」という。）
- 第二条第一項各号に掲げる者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支

援を行う団体をいう。

- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

【基本理念】

第三条

中小企業が多様な事業分野において特色ある事業活動を行い、本県の経済の活性化及び雇用の確保に貢献し、本県の経済を支える重要な存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の創意工夫を生かした自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。
- (2) 本県の人材、技術、自然その他の資源の積極的な活用が図られること。
- (3) 中小企業者の経済的社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。

【県の責務】

第四条

県は、前条に定める基本理念（以下「基

本理念」という。）にのっとり、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (2) 県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、国、市町、大学、中小企業団体その他の関係機関との連携に努めなければならない。
- (3) 県は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない。

【中小企業者の努力】

第五条

中小企業者は、基本理念にのっとり、その事業の成長発展を図るとともに、地域の活性化に資するよう努めるものとする。

- (2) 中小企業者は、雇用機会の確保、人材の育成、福利厚生の実施その他雇用環境の整備に努めるものとする。

【中小企業団体の役割】

第六条

中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業者の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【大企業者の役割】

第七条

大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業が本県の経済を支える重要な存在であ

ることについて理解を深めるとともに、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

【県民の理解及び協力】

第八条

県民は、中小企業の振興の重要性について理解するとともに、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【施策の基本方針】

第九条

県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新（法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。）を促進すること。
- (2) 中小企業の創業及び新たな事業の創出を促進すること。
- (3) 中小企業に対する資金の供給の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業の人材の確保及び育成を図ること。
- (5) 中小企業の販路の開拓を促進すること。
- (6) 中小企業の知的財産の創造、保護及び活用を促進すること。

【市町に対する支援】

第十条

県は、市町が実施する中小企業振興施策について、市町に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

【小規模企業者への配慮】

第十一条

県は、中小企業振興施策を実施するに当たっては、経営資源（法第二条第四項に規定する経営資源をいう。）の確保が特に困難であることが多い小規模企業者（同条第五項に規定する小規模企業者をいう。）に配慮するものとする。

【調査及び研究】

第十二条

県は、中小企業振興施策を効果的に実施するため必要な調査及び研究を行うものとする。

【施策の実施状況の公表】

第十三条

県は、毎年度、中小企業振興施策の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

【財政上の措置】

第十四条

県は、中小企業振興施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高松市中小企業基本条例

制定（公布） 平成二十四年十二月二十六日

高松市条例第九十二号

高松市中小企業基本条例

多島美を誇る波静かな瀬戸内海と古くから深い関わりを有する高松は、県都として、また、四国の中枢拠点都市として、着実に発展を続けてきた。

本市の事業所の大多数を占める中小企業は、その成長と発展により地域の雇用の創出と消費の拡大のみならず、税収の増加を通して地域経済の活性化と市民生活の向上という好循環を生み出してきた本市のまちづくりに欠かすことのできない重要な存在である。

しかし近年、経済のグローバル化や人口減少社会の到来等により、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、このような状況の中で、本市経済の持続的な発展のためには、海外への事業展開、新分野への挑戦や創意工夫による経営革新を推し進める中小企業の育成と振興を図ることが強く求められている。

ここに中小企業の育成と振興は、本市の経済の発展と市民生活の向上に欠かせないものであるという認識を中小企業

者等のもとより、まちづくりの担い手である市民、大企業者および市が共有し、中小企業を一層元気にすることにより、高松を人がにぎわい活力あふれるまちとするため、この条例を制定する。

【目的】

第一条

この条例は中小企業の育成および振興に関し基本理念を定め、市の責務、中小企業者等の努めるべき事項等を明らかにするとともに、中小企業の育成および振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、中小企業振興施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化および市民生活の向上に寄与することを目的とする。（定義）

第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第一五四号）第二条第一項各号に掲げるものであって、市内に事務所または事業所を有するものをいう。

(2) 中小企業団体・商工会議所・商工会・中小企業団体中央会・その他の中小企業に関する団体をいう。

(3) 中小企業者等、中小企業者および中小企業団体をいう。

(4) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所または事業所を有するものをいう。

(5) 市民市内に居住し、通勤し、または通学する者および市内で活動を行う個人または法人その他の団体（中小企業者等および大企業者を除く。）をいう。（基本理念）

第三条

中小企業の育成および振興は、次に掲げ

る事項を基本理念として行われなければならない。

(1) 中小企業者等の自らの創意工夫および自主的な努力を尊重すること。

(2) 市・中小企業者等・大企業者および市民の相互の協力の下に行われること。

(3) 地域経済の循環の促進を図ること。（市の責務）

第四条

市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施する責務を有する。

(2) 市は、中小企業振興施策の策定および実施に当たっては、国・県その他の地方公共団体・経済団体・大学等の学術研究機関・金融機関等との連携協力を努めなければならない。

【中小企業者等の努力】

第五条

中小企業者等は基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応するため、自主的に経営の革新（中小企業基本法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。）および経営基盤の強化に努め

なければならない。

(2) 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献および市民生活の向上に資するよう努めるものとする。

【大企業者の役割】

第六条

大企業者は基本理念にのっとり、中小企業の育成および振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、中小企業者等との連携協力を努めるものとする。

【市民の理解と協力】

第七条

市民は基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の発展および市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市内で生産され、製造され、もしくは加工された物品の購入、提供される役務の利用等により、中小企業者の健全な発展に協力

するよう努めるものとする。（法制上の措置等）

第八条

市は中小企業振興施策を推進するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

【施策の基本方針】

第九条

市は次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新および経営基盤の強化を促進すること。

(2) 中小企業者の創業を促進すること。

(3) 中小企業者における人材の確保および育成を支援すること。

(4) 市内消費の拡大を促進すること。

(5) 中小企業者における従業員の雇用の安定および福祉の向上ならびに雇用機会の創出を図ること。

【市からの受注機会の増大】

第十条

市は工事の発注、物品および役務の調達等に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めなければならない。

【調査研究】

第十一条

市は社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興施策を実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

【中小企業振興審議会】

第十二条

中小企業振興施策を総合的に推進するため、高松市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(2) 審議会は中小企業の育成および振興に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議し、および当該事項について市長に建議する。

(3) 審議会は委員十五人以内で組織する。

(4) 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- ① 学識経験者
- ② 中小企業者の代表者
- ③ 中小企業団体の代表者
- ④ 前三号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(5) 委員の任期は二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(6) 委員は再任されることができる。

(7) 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【委任】

第十三条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

【施行期日】

(1) この条例は、公布の日から施行する。

【経過措置】

(2) この条例の施行の際現に次項の規定による改正前の高松市中小企業振興条例（昭和四十七年高松市条例第三十四号三十四）第十二条第三項の規定により委嘱された高松市中小企業振興審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第十二条第四項の規定により審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第五項の規定にかかわらず、平成二十五年二月七日までとする。

【高松市中小企業振興条例の一部改正】

(3) 高松市中小企業振興条例の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。高松市中小企業振興助成条例第一条を次のように改める。

【目的】

第一条

この条例は、高松市中小企業基本条例（平成二十四年高松市条例第九十二号）の基本理念にのっとり、中小企業の構造の高度化および経営の近代化に関する助成措置を講ずることにより、中小企業の育成および振興を図ることを目的とする。第二条第一号中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改める。第九条を削り、第十条を第九条とする。第十一条および第十二条を削り、第十三条を第十条とする。

【高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

(4) 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年高松市条例第二十号）の一部を次のように改正する。別表中第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十四号の二を第二四十四号とする。

四十年の記録

丸亀市産業振興条例

丸亀市産業振興条例

美しい瀬戸内海に開かれた好立地を活かし、丸亀は古くから、政治、経済、文化などにおいて重要な役割を担い、城下町、港町として栄えてきた。

丸亀藩による「讃岐三白」と称される地場産品の塩、綿、砂糖の生産、流通の確立が豊かな地域づくりに寄与した。また、産業としてのうちわ、金比羅詣での港町として発展した商業、ため池構築による稲作の拡張、桃をはじめとする果樹栽培など、優れた先駆者と先人たちの努力により産業振興がなされてきた。

近年は上場企業が経済界を牽引する役割を果たし、高度経済成長期には丸亀市も臨海地区を中心に企業誘致を行い、そして何よりも中小企業が地域経済を支え、丸亀市の産業形成がなされた。

しかしながら、現在は地方経済も疲弊した状況が続いている。地方分権が進む中国の経済政策に頼るだけでなく、自治体としての産業振興が重要な行政課題となつてきた。

てきた。

丸亀市においても、工業・商業・農業・水産業・観光・伝統工芸などの産業は、地域資源を持つ価値を発揮させることにより、市民生活を支える雇用をもたらすなど地域経済にとつて重要な存在である。

そこで、自立する中小企業をはじめ、全産業の振興が丸亀市の更なる発展に欠かすことのできないものであることを共通認識し、地域環境の健全な構築を図りながら、すべての人の協働により、丸亀市民の生活維持・向上を実現するため、この条例を制定する。

【目的】

第一条

この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、

制定（公布） 平成二十三年 三月二十四日

雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。

(2) 中小企業

中小企業基本法（昭和三十八年法律第一五四号）第二条第一項各号に定めるものをいう。

(3) 産業経済団体

商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。

【基本方針】

第三条

産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。

(2) 地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。

(3) 人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。

(4) 市の製品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。

(5) 前四項に定めるもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

① 工業については、生産技術の高度化、知的財産の創造、保護及び活用並びに地域資源を活かした産学連携及び産産連携を推進する。

② 商業については、店舗の規模、営業形態等の違いによらず、地域に根ざし、共存共栄による活性化を推進する。

③ 農業については、優良農地の確保、良質な農産物の供給を奨励するとともに、

農地の持つ多面的な機能を活かした農業振興を推進する。また、担い手の確保、後継者の育成を推進する。

④ 水産業については、水産品を安定的に供給していくため、瀬戸内の水産資源の情報提供、栽培漁業の推進及び後継者の育成を推進する。

⑤ 観光については、地域の観光資源の創出に努めるとともに、既存の観光に関する情報を広く発信し、観光に関する産業の創出及び活性化を推進する。

⑥ 新産業については、地元産業と学術研究機関等との連携を図るとともに、新たな産業分野への進出並びにベンチャー企業の創出及び育成を推進する。

⑦ うちわをはじめとする伝統産業及び地場産業については、組織の強化、後継者の育成を図るとともに、更なる市場の拡大発展を推進する。

【市の責務】

第四条

市は、前条の基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。

(2) 市は、前項の計画実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業経済団体、学術研究機関等及び市民との協働に努める。

(3) 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農水産物等の受注機会の増大に努めるものとする。

(4) 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【事業者及び産業経済団体の責務】

第五条

事業者は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

(2) 事業者は、法令を遵守し、自らの事業活動に期待される社会的な責任及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。

(3) 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

【市民の理解及び協力】

第六条

市民は、産業振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(2) 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、事業者の利用に配慮するものとする。

【産業振興推進会議】

第七条

市は、産業振興に関し、第四条第一項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(2) 推進会議は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ① 識見を有する者
- ② 産業経済団体の関係者
- ③ 事業者
- ④ 消費者
- ⑤ 公募による者
- ⑥ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

【委任】

第八条

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

善通寺市

中小企業振興基本条例

制定（公布） 平成二十六年 四月一日

善通寺市中小企業振興基本条例

【前文】

善通寺市内の事業所の大多数を占める中小企業は、これまで本市の経済を根幹から支え、地域のまちづくりに大きく寄与してきました。しかし、近年、経済のグローバル化とそれに伴う競争の激化、少子高齢化及び人口の減少による社会構造の急速な変化などによって、中小企業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にあります。

中小企業の事業活動が活性化することによって、雇用が創出され、労働者の収入が増加し、消費の拡大につながります。さらに、税収が安定することで、福祉、教育等の市民サービスが向上するという好循環が生み出されることが期待できます。

ここに、善通寺市がより豊かで住みやすいまちとなるために、中小企業が重要な役割を有することを社会全体で認識し、その振興を推進するため、善通寺市中小企業振興基本条例を制定します。

【目的】

第一条

この条例は、市内の中小企業の振興に関する基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者、中小企業団体、大企業者および市民の努めるべき事項等を明らかにすることにより、地域経済の健全な発展を推進し、もって市民生活の向上を図ることを目的とする。

【定義】

第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第一五四号）第二条第一項各号に掲げる者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

【基本理念】

第三条

中小企業の進捗は、経済の基盤を形成している中小企業者の自主的な努力を旨とし、その施策は、市、中小企業者、中小企業団体、大企業者及び市民が一体となって推進するものとする。

【施策の基本方針】

第四条

中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 中小企業の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 経済的社会的環境の変化に対応し、中小企業の経営の安定を図ること。
- (4) 市、中小企業者、中小企業団体等の連携の強化を図ること。
- (5) 中小企業を担う人材の確保及び育成を図ること。

【市の責務】

第五条

市は、前条の基本方針にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

(2) 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(3) 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大に努めなければならない。

【中小企業者の努力等】

第六条

中小企業者は、創意工夫を活かした事業活動を行うことにより、事業の成長発展を図るよう努めなければならない。

(2) 中小企業者は第四条の基本方針に基づき市の、施策に協力しなければならない。

(3) 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域貢献に積極的に取り組み、地域の振興及び活性化に寄与するよう努めなければならない。

【中小企業団体の役割】

第七条

中小企業団体は、中小企業者の経営の改善および向上のための支援に積極的に取り組むとともに、経済の発展及び豊かな地域づくりに寄与するよう努めなければならない。

【大企業者の役割】

第八条

大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展において果たす役割の重要性に理解を深めるとともに、市が、実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

【市民の理解及び協力】

第九条

市民は中小企業の進捗が市民生活の向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に努力するよう努めるものとする。

【中小企業振興審議会】

第十条

中小企業の振興施策を総合的に推進するため、善通寺市中小企業振興会（以下「会議」という。）を置く。

(2) 会議は、中小企業の振興に関する事項について調査審議する。

(3) 会議は、二十人以上の委員をもって組織する。

(4) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ① 中小企業の進捗に関して優れた識見を有する者
- ② 中小企業者

- ③中小企業団体の関係者
- ④公募による市民
- ⑤その他市長が必要と認める者

(5)委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(6)会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

(7)会長は、皆無を総理し、審議会を代表する。

(8)福会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(9)委員は、職務上知り得た秘密を外に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(10)会議の庶務は、建築農林部商工観光課に置いて処理する。

(11)前各号に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、会長が会議にそつ諮つて定める。

【公表】

市は毎年度、中小企業振興施策の実施

状況を取りまとめ、これを公表することとする。

【委任】

第十二条

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

【施行期日】

- (1)この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(善通寺市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例の一部改正)
- (2)善通寺市特別職の職員で非常勤のもの報酬等に関する条例
(昭和40年善通寺市条例第13号)の一部を改正する。

別表中

国民保護協議会の幹事	≒ 7,900 円	≒	≒
国民保護協議会の幹事	≒ 7,900 円	≒	≒
中小企業振興会議の会長	≒ 8,600 円	≒	≒
中小企業振興会議の委員	≒ 7,900 円	≒	≒

改める。

四十年の記録

三豊市産業振興基本条例

制定(公布) 平成二十五年 三月二十九日

三豊市産業振興基本条例

歴史、文化、自然環境等多くの資源に恵まれた本市は、先人の努力により農業、漁業及び商工業において産業振興を果たしてきた。近年では、自然災害が少なく、土地が比較的安価であり、また高速道路や貿易港の整備により、多くの企業も市内へ進出し、地域の事業者とともに地域経済の活性化に寄与してきたところである。

しかしながら、日本の人口は、平成十七年に減少に転じ、今後も産業を担う生産年齢人口が急速に減少していくことが予想される中、本市においても、産業構造の変化による後継者不足により、農業及び漁業を取り巻く環境は、深刻な状況に陥っている。

商工業においても、長引く物価下落、国際競争の激化及び人口減少に伴う購買力の低下による売上高の減少によって、地域経済の疲弊が現実のものとなり、産業振興は、国策のみならず本市の喫緊の行政課題となっている。ここに、産業振興をまちづくりの礎とし、全ての人の協働により、産業振興を総合的かつ計画的に推進し、本市の発展と福祉の向上に資するため、この条例を制定する。

【目的】

第一条

この条例は、本市における産業振興に関する基本的な事項を定め、産業振興に関する施策(以下「産業振興施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、事業者の自主的な経営意欲を助長するとともに、その経営基盤の強化を図り、もって市民生活の向上、活力ある地域経済及び環境と調和した地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)事業者 産業を営む全ての者をいう。
- (2)経済関係団体 商工会、農業協同組合、漁業協同組合その他の産業振興を目的として組織された団体をいう。

【基本方針】

第三条

産業振興は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、市、事業者、経済関係団体及び市民が協働して推進するものとする。

(2)市及び事業者は、地域経済の活性化及び雇用の拡大に寄与するため、産業に携わる人材の育成に努めるものとする。

(3)市及び事業者は、三豊の特性を生かし、事業者、教育機関、人材等の地域資源を積極的に活用して産業振興を推進するものとする。

【市の責務】

第四条

市は、第一条の目的を達成するため、国、香川県その他の地方公共団体及び経済関係団体との連携を図りつつ、事業者の自主性を尊重し、産業振興施策を推進しなければならぬ。

(2)市は、産業振興施策の実施に当たっては、事業者及び市民から意見を聴取するとともに、事業者の状況を的確に把握し、必

【報酬及び費用弁償】

第10条 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

【見直し】

第11条 市長は、この条例の有効性を検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

【委任】

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

【施行期日】

1.この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2.三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
次のように改正する。

別表中

離島振興対策審議会委員	日額 8,000
-------------	----------

」を

離島振興対策審議会委員	日額 8,000
産業振興審議会委員	日額 8,000

」に改める。

【議案第39号関係】

三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成18年三豊市条例第55号)一部改正 新旧対照表(抄)
《三豊市産業振興基本条例附則第2項関係》

改正後(案)	
別表(第2条関係)	
(単位:円)	
区分	報酬額
(略)	
離島振興対策審議会委員	日額 8,000
産業振興審議会委員	日額 8,000
環境審議会委員	日額 8,000
(略)	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

現 行	
別表(第2条関係)	
(単位:円)	
区分	報酬額
(略)	
離島振興対策審議会委員	日額 8,000
環境審議会委員	日額 8,000
(略)	
備考 別表中報酬額を日額で定める委員が、4時間に満たない委員会等に出席した場合の報酬額は、当該報酬日額の半額とする。	

要な施策及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【基本計画の策定】

第五条

市長は、産業振興を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市総合計画等との整合を図りながら、産業振興施策についての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- (2)基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ①販路拡大及び経営革新の促進
 - ②産業を担う人材育成及び雇用確保
 - ③農林水産業の担い手の確保及び育成
 - ④新技術及び新製品の開発並びに知的財産の創造支援
 - ⑤新規創業及び事業者の連携促進
 - ⑥事業者の経営基盤強化及び経営健全化の支援
 - ⑦観光資源の創出及び観光産業の振興
 - ⑧伝統産業の技術継承
 - ⑨事業者の受注機会の増大及び物品、役務等の市内消費の拡大
 - ⑩前各号に掲げるもののほか、産業振興に必要と認められる具体的事項
- (3)基本計画の策定に当たっては、産業を取り巻く社会経済情勢及び産業構造の変化並びに消費者の需要を勘案して検討しなければならない。

(4)市長は、基本計画を策定し、又は変更

しようとするときは、あらかじめ第九条に規定する三豊市産業振興審議会に諮問しなければならない。

(5)市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

【事業者の役割】

第六条

事業者は、基本方針及び基本計画に基づき、市及び経済関係団体が行う産業振興施策等に積極的に協力し、地域の産業振興に貢献するよう努めるものとする。

【経済関係団体の役割】

第七条

経済関係団体は、基本方針及び基本計画に基づき、産業振興のための事業に自ら取り組むとともに、事業者の活動を支援し、共に地域の産業振興に貢献するよう努めるものとする。

【市民の協力】

第八条

市民は、産業振興が自らの生活をより豊かにし、地域の活性化はもとより、地域の存続に寄与することを理解し、市内での消費及び事業者の役割の利用等に配慮し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【産業振興審議会】

第九条

産業振興施策について重要な事項を調査

し、及び審議するため、三豊市産業振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(2)審議会は、第五条第四項の規定による諮問に対し答申を行うほか、市の産業振興に関する重要な事項について審議する。

(3)審議会は、委員十五人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- ①学識経験を有する者
- ②経済関係団体の関係者
- ③事業者
- ④公募による者
- ⑤前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(4)委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(5)委員は、再委嘱されることができる。

(6)審議会は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(7)委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(8)前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

観音寺市 中小企業振興基本条例

制定(公布) 平成二十五年 九月三日

観音寺市中小企業振興基本条例

【目的】

第一条

この条例は、本市の中小企業の育成及び振興に関し、基本理念を定めるとともに、市の責務、中小企業者の努めるべき事項等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び持続的発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

【定義】

第二条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法(昭和三十八年法律第一五四号。以下「法」という。)第二条第一項各号に掲げる者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

(2) 中小企業者等

中小企業者及び商工会議所、商工会その他の中小企業に関する団体をいう。

【基本理念】

第三条

中小企業の育成及び振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 中小企業者の創意工夫を生かした自主的な努力により、その経営の改善及び向上が促進されること。

(2) 中小企業が地域経済の発展及び雇用の確保に貢献し、地域社会の担い手として

市民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に、市、中小企業者等及び市民が相互に協力して行われること。

【市の責務】

第四条

市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、中小企業振興施策を実施するものとする。

(2) 市は、中小企業振興施策の策定及び実施に当たっては、国、地方公共団体その他の関係機関との連携協力に努めなければならない。

(3) 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努めるものとする。

【中小企業者等の努力】

第五条

中小企業者等は、基本理念のっとり、自ら率先して経営の革新(法第二条第二項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、経営基盤の強化及び経済的社会的環境の変化への即応に努めなければならない。

(2) 中小企業者等は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会への貢献に努めるものとする。

【市民の理解と協力】

第六条

市民は、基本理念のっとり、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市内で生産され、製造され、若しくは加工された物品の購入又は提供される役務の利用等に配慮し、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

【法制上の措置等】

第七条

市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

【施策の基本方針】

第八条

市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を実施するものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新及び経営基盤の強化を促進するものであること。

(2) 中小企業者の創業を促進するものであること。

(3) 中小企業者の人材の確保及び育成を支援するものであること。

(4) 市内消費の拡大を促進するものであること。

(5) 中小企業者の従業員の雇用の安定及び福祉の向上並びに雇用機会の創出を図るものであること。

【調査研究】

第九条

市は、社会経済情勢の変化に対応した中小企業振興施策を実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

【中小企業振興審議会】

第十条

中小企業振興施策を総合的に推進するため、観音寺市中小企業振興審議会(以

下「審議会」という。)を置く。

(2) 審議会は、中小企業の育成及び振興に関する事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(3) 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【委任】

第十一条

この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 随

この条例は、公布の日から施行する。

香川同友会 歴代代表理事

年	期	代表理事	副代表理事
S 51	1期	宮武進 細川隆良 北川勝美	
S 52	2期	宮武進 細川隆良 北川勝美	
S 53	3期	宮武進 細川隆良 河井勝	
S 54	4期	高木進 細川隆良 河井勝	※代表理事長に河井氏、他は代表理事
S 55	5期	高木進 細川隆良 河井勝	※理事長に河井氏、他は代表理事
S 56	6期	河井勝	※理事長、副理事長制
S 57	7期	三宅昭二 河西保 中西清	※会長に三宅氏、他は代表理事
S 58	8期	三宅昭二 河西保 中西清	※会長に三宅氏、他は代表理事
S 59	9期	三宅昭二 多田哲夫 中西清	※会長に三宅氏、他は代表理事
S 60	10期	三宅昭二	※会長に三宅氏、他は副会長
S 61	11期	三宅昭二	※専務理事設置
S 62	12期	三宅昭二	※専務理事 荻田武憲 二川浩三
S 63	13期	三宅昭二 池田庄平 渡辺成剛	※専務理事 荻田武憲 二川浩三 ※代表理事制に戻す
H 1	14期	三宅昭二 池田庄平 渡辺成剛	
H 2	15期	三宅昭二 池田庄平 渡辺成剛	
H 3	16期	三宅昭二 渡辺成剛	
H 4	17期	三宅昭二 渡辺成剛	

H 5	18期	三宅昭二 太巻富太 岡田定雄	西村泰昌 木村大三郎 東 秀憲 河西 保	※専務理事 大上敏彦
H 6	19期	三宅昭二 太巻富太 岡田定雄	西村泰昌 木村大三郎 東 秀憲 田中勝弘	※専務理事 大上敏彦
H 7	20期	三宅昭二 太巻富太 岡田定雄	西村泰昌 木村大三郎 東 秀憲 樋口浩良 河西 保 田中勝弘	※専務理事 大上敏彦
H 8	21期	三宅昭二 太巻富太 岡田定雄	西村泰昌 木村大三郎 東 秀憲 樋口浩良 田村日出男 田中勝弘	※専務理事 大上敏彦
H 9	22期	三宅昭二 岡田定雄	西村泰昌 木村大三郎 東 秀憲 樋口浩良 田村日出男 田中勝弘	香川重義 矢野俊郎
H 10	23期	三宅昭二 岡田定雄	藤澤 正 東 秀憲 樋口浩良 田村日出男 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 11	24期	三宅昭二 岡田定雄	藤澤 正 東 秀憲 樋口浩良 田村日出男 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 12	25期	三宅昭二 岡田定雄	藤澤 正 東 秀憲 樋口浩良 田村日出男 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 13	26期	田村日出男 東 秀憲 岡田定雄	藤澤 正 細井 香 川北 哲 宮武計票 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 14	27期	田村日出男 東 秀憲 岡田定雄	藤澤 正 細井 香 川北 哲 宮武計票 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 15	28期	川北 哲 東 秀憲 岡田定雄	藤澤 正 細井 香 川北 哲 宮武計票 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 16	29期	川北 哲 岡田定雄	藤澤 正 細井 香 川北 哲 宮武計票 植田茂樹 香川重義 矢野俊郎	富田紀久子
H 17	30期	川北 哲 藤澤 正 岡田定雄	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 18	31期	川北 哲 藤澤 正	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 19	32期	川北 哲 藤澤 正	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 20	33期	川北 哲 野田勝利	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 21	34期	川北 哲 明石光喜 野田勝利	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 22	35期	川北 哲 明石光喜 野田勝利	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 23	36期	川北 哲 明石光喜 野田勝利	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 24	37期	川北 哲 明石光喜	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 25	38期	川北 哲 明石光喜	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 26	39期	川北 哲 明石光喜	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子
H 27	40期	川北 哲 明石光喜	上野準一 野田勝利 宮武計票 香川重義 矢野俊郎 富田紀久子	富田紀久子

四十年の記録

香川同友会 歴代支部長

創立～
第20期

年	期	高松第1支部	高松第2支部	高松第3支部	高松第4支部	高松第5支部	高松第6支部	高松第7支部	高松第8支部
昭和51年	1期								
昭和52年	2期								
昭和53年	3期								
昭和54年	4期								
昭和55年	5期								
昭和56年	6期	河野 勲	三野 重昭	岡田 淳	星野尾数馬	落合 新			
昭和57年	7期	川上 博司	内海 正二	武田 睦	吉田 輝雄	中西 友治			
昭和58年	8期	徳丸 正明	青木 美男	村上 豊	川上 博司	米谷 繁男	榊 保憲	杉山緑一郎	田中 博
昭和59年	9期	横山 久	内海 正二	太巻 富太	鈴木 民雄	米谷 繁男	榊 保憲	松下 進	笠原 修
昭和60年	10期	三崎 正郎	赤澤 旭	吉武 勝支	土橋篤二郎	荻田 武憲	榊 保憲	千田 善博	蜂須賀 剛
昭和61年	11期	東 秀憲	赤澤 旭	佐々木克幸	土橋篤二郎	竹内 康彦	後藤 伸雄	千田 善博	中橋 治彦
昭和62年	12期	三矢 昌洋	合田 進	佐々木克幸	岡田 定雄	尾路 豊暢	森永 健司	田中 康雅	木村 堯
昭和63年	13期	上枝 秀則	多田 昭	佐々木克幸	岡田 定雄	橋本 博喜	谷森 勉	田中 康雅	藤澤 利光
平成 1年	14期	大徳 周介	多田 昭	安田 利勝	土橋篤二郎	三野 重昭	久米龍之助	筒井 敏行	藤澤 利光
平成 2年	15期	詫間 敬芳	富田紀久子	安田 利勝	樋口 浩良	三野 重昭	平田 泰郎	筒井 敏行	藤澤 利光
平成 3年	16期	藤澤 正	富田紀久子	安田 利勝	葉佐 昭紀	須崎 智勇	池田 孝平	佐々木義明	増田 泰彦
平成 4年	17期	松前 龍宗	柳谷 幸夫	中根 昭雄	黒河 真造	須崎 智勇	喜多 維昭	寺下 佳邦	伊藤 光繁
平成 5年	18期	奥山 功	岡崎 忠平	中根 昭雄	松野 誠寛	三宅 剛	松浦 康隆	寺下 佳邦	奈良 茂子
平成 6年	19期	岡 義博	岡崎 忠平	中根 昭雄	松野 誠寛	三宅 剛	合田 泰男	岡田 良雄	瑞田 信弘
平成 7年	20期	太田 幸夫	大峰 茂樹	鴨井 正則	松野 章二	虫本 隆夫	井上 秀美	吉川 佳克	中野 宰誠

高松第9支部	東讃支部	小豆島支部	中讃第1支部	中讃第2支部	中讃第3支部	三豊支部	特記事項
	長田 英男					三宅 昭二	
	長田 英男					大谷 康裕	
柘植 賢之	東 和男					壺屋 毅	高松を5つから9つのグループに組織改編。東讃Gを東讃支部へ、西讃Gを三豊Gに名称変更。
柘植 賢之	黒田 俊英		高橋 孝信	川辺 義國		篠原 磯幸	坂出G、丸亀・普通寺Gが設立。
吉田 輝雄	黒田 俊英		藤井 宣昭	川辺 義國		篠原 磯幸	
二川 浩三	田中 勝弘		石井 満	川辺 義國		篠原 磯幸	丸亀・普通寺G、三豊Gがそれぞれ中讃支部、三豊支部に名称変更。
坪井 収	清水 章義		石井 満	川辺 義國		篠原 磯幸	1～9G、坂出Gが1～9支部、坂出支部へ名称変更。全ての組織が支部に名称統一。
坪井 収	森光 彰		川西 幸男	川辺 義國		篠原 磯幸	
宮武 計彰	中川 武雄		大松喜次郎	川辺 義國		篠原 磯幸	
坪井 収	十川 忍	山下 博計	大松喜次郎	天野 岩雄		篠原 磯幸	小豆島支部が設立。
坪井 収	山下 孝夫	山下 博計	大松喜次郎	天野 岩雄		石川 憲章	
上野 文夫	十河 孝男	高橋 邦彦	高木 晴一	天野 岩雄		香川 重義	
西丸 一明	松井 正純	高橋 邦彦	由佐 紹二	矢野 俊郎		香川 重義	
出口 宗樹	長町 悟	中澤 大藏	由佐 紹二	矢野 俊郎		香川 重義	
十河 正信	田中 好	山本 明	猪熊健雄和	爲廣 豊明		黒田 富彦	

四十年の記録

香川同友会 歴代支部長

第 21 期 ~
第 40 期

年	期	高松第1支部	高松第2支部	高松第3支部	高松第4支部	高松第5支部	高松第6支部	高松第7支部	高松第8支部
平成 8年	21期	富田 隆二	大峰 茂樹	鴨井 正則	永木 万誠	虫本 隆夫	浜 大輔	吉川 佳克	六車 武志
平成 9年	22期	大熊 郁雄	笹川 重幸	平井 正人	河本 峰雄	多田 秀樹	生田 暉雄	十河 尚史	岸田 憲明
平成10年	23期	尾崎 康宏	笹川 重幸	平井 正人	山本 陽一	図師 豪	鶴川 優	渡辺 修	岸田 憲明
平成11年	24期	春田 亮	花村 勝之	平井 正人	川北 哲	図師 豪	西山 正寛	細井 香	田村 和美
平成12年	25期	宮西富士光	花村 勝之	木村 弘	植村 義隆	大野 勲	上野 準一	正木 孝英	田村 和美
平成13年	26期	石川 和弘	檀原 等	木村 弘	山内 勇夫	大野 勲	高木 英一	正木 孝英	森 敬介
平成14年	27期	市原 吉博	檀原 等	古田 登	国方 秀昭	宮内 和彦	谷本 一成	樋口 範明	森 敬介
平成15年	28期	藤村 育子	西垣 天翔	古田 登	国方 秀昭	宮内 和彦	熊井 幸秀	樋口 範明	杉田 陽一
平成16年	29期	鶴川 秀樹	西垣 天翔	山本 靖雄	久米 秀三	藤田 誠司	奈良 公三	岡田 宏	杉田 陽一
平成17年	30期	織田 勝美	吉田 雅典	山本 靖雄	丸尾 一幸	藤田 誠司	広瀬 英行	岡田 宏	池尻雄一郎
平成18年	31期	三宅 慎二	吉田 雅典	木村 博	丸尾 一幸	山下 智幸	新名 孝司	太田 勝英	池尻雄一郎
平成19年	32期	梶 早苗	十河 良次	乙武ノブコ	村尾 義顕	山下 智幸	田所 修二	太田 勝英	江見 寿建
平成20年	33期	宮内 久夫	十河 良次	乙武ノブコ	榎塚 涼	鈴木 雅登	金崎 善文	廣瀬 雄二	森 竜郎
平成21年	34期	松村 公三	多田 洋二	筒井 秀樹	榎塚 涼	鈴木 雅登	佐々木裕起	廣瀬 雄二	有吉 徳洋
平成22年	35期	西岡 光	多田 洋二	筒井 秀樹	田村 照夫	川西 裕幸	植村 百敬	松川 博文	井本 康裕
平成23年	36期	松浦 達也	久保 晴彦	片山 和彦	田村 照夫	川西 裕幸	植村 百敬	松川 博文	川田 幸範
平成24年	37期	黒川 保	久保 晴彦	片山 和彦	長町 和俊	河野 洋一	植村 百敬	東 孝行	川田 幸範
平成25年	38期	富永 純一	宮崎 政一	藤本 英城	長町 和俊	松田 哲也	鴨井 輝人	東 孝行	渡辺功一郎
平成26年	39期	細井 和彦	久保 勇人	藤本 英城	木村 裕士	松田 哲也	木村 葉月	多田 正竜	渡辺功一郎
平成27年	40期	廣重 博司	久保 勇人	藤本 英城	木村 裕士	広野 豊	山崎 裕之	多田 正竜	金藤 晃

高松第9支部	東讃支部	小豆島支部	中讃第1支部	中讃第2支部	中讃第3支部	三豊支部	特記事項
十河 正信	田中 直樹	山本 明	三木 章弘	爲廣 豊明	山倉 康平	岩田 弘司	坂出支部が中讃第1支部に、中讃支部が中讃第2支部に名称変更。中讃第3支部設立準備会がスタート。
大石 尚男	笠井 彰彦	照下 高正	篠原 晴伸	野田 勝利	北條 隆	岩田 弘司	中讃第3支部が設立。
大石 尚男	笠井 彰彦	照下 高正	大前 正樹	野田 勝利	北條 隆	合田 孝志	
岡 岩雄	中島 政征	高橋 俊二	近藤 泰博	山倉 康平	森 康則	合田 孝志	
植田 徳雄	田中 好	向井 功一	久米 俊介	山倉 康平	荒木 誠治	小西 幸夫	
植田 徳雄	中澤 篤史	金子 忠義	久米 俊介	山内 孝茂	荒木 誠治	詫間 政司	
川田 博文	大久保秀朋	金子 忠義	明石 光喜	渡邊 雅春	井上 明	詫間 政司	
新名 泰博	大久保秀朋	塩本 通陽	明石 光喜	渡邊 雅春		田中 一成	中讃第3支部が中讃第2支部と統合。
新名 泰博	田中 勝弘	塩本 通陽	好井 豊人	香川 勇慈		高橋 一志	
木村 尚彦	長町 悟	高橋 和久	好井 豊人	香川 勇慈		高橋 一志	
木村 尚彦	中澤 篤史	高橋 和久	谷淵 陽子	島田 治男		片山 凌	
山下 恵三	中澤 篤史	北原 祥一	谷淵 陽子	島田 治男		片山 凌	
山下 恵三	赤澤 文彦	北原 祥一	沼田 充立	矢野 晶子		菅 幸二	
久保 義則	赤澤 文彦	原田 博司	沼田 充立	小西 啓介		菅 幸二	
植田 誠	赤澤 文彦	原田 博司	滝 謙一	小西 啓介		三宅 昭彦	
植田 誠	阿部 佑典	今村 正人	滝 謙一	元谷 大平		三宅 昭彦	
岸 達也	阿部 佑典	今村 正人	谷本 和也	元谷 大平		藤田 一仁	
岸 達也	阿部 佑典	望月 涉	谷本 和也	吉田 尚樹		藤田 一仁	
榎原 貴仁	阿部 佑典	望月 涉	谷本 和也	吉田 尚樹		筒井 和光	
榎原 貴仁	阿部 佑典	真砂 悦巳	森崎 晶子	小林 耕司		筒井 和光	

香川同友会 歴代運営委員会委員長

年	期	総務財務	運営委員会	組織	広報	政策企画	同友会大学	経営相談室
S 51	1期							
S 52	2期							
S 53	3期							
S 54	4期							
S 55	5期							
S 56	6期							
S 57	7期							
S 58	8期							
S 59	9期							
S 60	10期							
S 61	11期							
S 62	12期							
S 63	13期							
H 1	14期							
H 2	15期							
多田 哲夫	河西 保	河西 保	千田 善博	田中 博	田中 博	中西 清		
岡田 定雄	岡田 定雄	渡辺 成剛	二川 浩三	住田 貞範	荻田 武憲	田中 博		
片岡 和男	鈴木 民雄	鈴木 民雄	鈴木 民雄	鈴木 民雄	池田 庄平	多田 哲男		
岡田 淳	岡田 淳	高木 進	高木 進	高木 進	池田 庄平	池田 庄平		
植木 修一	十川 忍	三野 重昭	三野 重昭	小笠 武一				

特記事項

10 例会運営、異業種交流委員会を設置。

11 経営相談室、地域開発委員会、婦人部会を設置。

12 例会運営委員会を講演会大会委員会に、経営相談室をよろず相談室に名称変更。

13 広報渉外委員会を広報委員会に、よろず相談室を企業相談室に名称変更。

14 企業相談室を経営相談室に名称変更。障害者問題委員会、飲食業部会を設置。

H 27	H 26	H 25	H 24	H 23	H 22	H 21	H 20	H 19	H 18	H 17	H 16	H 15	H 14	H 13	H 12	H 11	H 10	H 9	H 8	H 7	H 6	H 5	H 4	H 3
40期	39期	38期	37期	36期	35期	34期	33期	32期	31期	30期	29期	28期	27期	26期	25期	24期	23期	22期	21期	20期	19期	18期	17期	16期
亀山 大輔	川西 裕幸	川西 裕幸	川西 裕幸	花村 勝之	花村 勝之	花村 勝之	花村 勝之	渡辺 修	渡辺 修	渡辺 修	為広 豊明	為広 豊明	宮武 計彰	篠原 晴伸	篠原 晴伸	黒田 富彦	黒田 富彦	寺下 佳邦	植田 茂樹	植田 茂樹	植田 茂樹	谷森 勉	谷森 勉	河西 保
黒川 保	黒川 保	廣瀬 雄二	廣瀬 雄二	有吉 徳洋	有吉 徳洋	藤田 誠司	藤田 誠司	好井 豊人	明石 光喜	十河 昌展	十河 昌展	十河 昌展	矢野 俊郎	岩田 弘司	岩田 弘司	岩田 弘司	吉川 佳克	吉川 佳克	藤澤 利光	藤澤 利光	松前 龍宗	松前 龍宗	東 秀憲	竹内 務
渡辺 功一郎	春田 亮	春田 亮	春田 亮	横谷 信隆	横谷 信隆	横谷 信隆	横谷 信隆	田中 一成	田中 一成	田中 一成	虫本 隆夫	虫本 隆夫	虫本 隆夫	岡 義博	岡 義博	六車 武志	六車 武志	福永 展隆	福永 展隆	福永 展隆	太田 幸夫	瑞田 信弘	瑞田 信弘	瑞田 信弘
井本 康裕	井本 康裕	井本 康裕	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上野 準一	上野 準一	上野 準一	上野 準一	川北 哲	川北 哲	虫本 隆夫	虫本 隆夫	今井 祥司	岡 義博	岡 義博	田中 勝弘	田中 勝弘	武田 睦	武田 睦
川田 幸範	川田 幸範	川田 幸範	川田 幸範	川田 幸範	川田 幸範	詫間 敬芳	詫間 敬芳	詫間 敬芳	詫間 敬芳	詫間 敬芳	宇野 祀弘	宇野 祀弘	宇野 祀弘	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良	樋口 浩良		
長田 公仁	長田 公仁	長田 公仁	松田 哲也	松田 哲也	松田 哲也	虫本 隆夫	虫本 隆夫	村尾 義顕	村尾 義顕	村川 武慶	村川 武慶	村川 武慶	吉田 宏基	吉田 宏基	吉田 宏基	吉田 宏基	吉田 宏基	吉田 宏基	吉田 宏基	吉田 宏基	本山 新峰	本山 新峰	岡 義博	植木 修一

39 青年部委員会発足

33 環境委員会発足

31 経営研究委員会を経営労働委員会に名称変更。組織活性化委員会と会員開発委員会を組織委員会に統合。

27 事業委員会の組織再編により、研究会より委員会へ名称統一する。

23 運営委員会では、講演会大会及び政策企画委員会を廃止し、企画委員会を設置。組織運営を組織活性化委員会に名称変更。事業委員会では、経営研究、人材開発、専門委員会の中に、研究会・部会を設置。

22 会員開発委員会を設置。

20 女性部会を女性委員会に名称変更。

19 社員研修委員会を共育委員会に名称変更。

18 国際交流委員会、同友会大学運営委員会を設置。

16 婦人部会を女性部会に名称変更。

H 27	H 26	H 25	H 24	H 23	H 22	H 21	H 20	H 19	H 18	H 17	H 16	H 15	H 14	H 13	H 12	H 11	H 10	H 9	H 8	H 7	H 6	H 5	H 4	H 3
40期	39期	38期	37期	36期	35期	34期	33期	32期	31期	30期	29期	28期	27期	26期	25期	24期	23期	22期	21期	20期	19期	18期	17期	16期
松田 哲也	浮田 幸治	浮田 幸治	浮田 幸治	太田 勝英	太田 勝英	太田 勝英	有岡 信次	有岡 信次	林 哲也	林 哲也	林 哲也	山田 総子	山田 総子	渡邊 雅春	木村 安志	亀山 光春	川北 哲	宮地 政幸	大熊 郁雄	香川 湧慈	伊藤 光繁	森 龍男	溝口 敏夫	大徳 周介
有吉 徳洋	有吉 徳洋	岩田 弘司	岩田 弘司	安達 俊彦	安達 俊彦	安達 俊彦	野田 勝利	野田 勝利	野田 勝利	野田 勝利	藤井 賢一	藤井 賢一	藤井 賢一	藤井 賢一	藤井 賢一	藤井 賢一	塚元千恵美	塚元千恵美	黒河 真造	黒河 真造	田村日出男	田村日出男	本山 新峰	桜井 徳久
三宅 慎二	三宅 慎二	三宅 慎二	三宅 慎二	川崎 照夫	川崎 照夫	川崎 照夫	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松浦 康隆	松浦 康隆	榊原 賢治	榊原 賢治	溝内 雅博	溝内 雅博
福田 秀樹	本西 志保	本西 志保	橋本 博見	橋本 博見	橋本 博見	橋本 博見	長野 新一	長野 新一	長野 新一	松村 公三	大野 勲	大野 勲	大野 勲	大野 勲	橋本 博見	橋本 博見	橋本 博見	橋本 博見	松村 公三	細井 香	増田 博	増田 博	江崎 完治	高木 進
林 希世視	林 希世視	古川 祐規	古川 祐規	木村 葉月	木村 葉月	木村 葉月	中庭恵美子	中庭恵美子	宮井 一子	宮井 一子	日向 和代	日向 和代	石田八千代	石田八千代	西田 節子	西田 節子	乙武ノブコ	乙武ノブコ	乙武ノブコ	梶 早苗	藤村 育子	藤村 育子	奈良 茂子	奈良 茂子
富永 光昭	溝口 勲	溝口 勲	溝口 勲	東 孝之	東 孝之	溝口 勲	久保 勇人	久保 勇人	松尾 隆弘	松尾 隆弘	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	上枝 秀則	木村大三郎	木村大三郎
山下 恵三	山下 恵三	松浦 達也	松浦 達也	新名 泰博	新名 泰博	新名 泰博	植田 徳雄	植田 徳雄	新名 泰博	新名 泰博	渡邊 雅春	植田 徳雄	植田 徳雄	渡邊 雅春	出口 宗樹	出口 宗樹	出口 宗樹	喜多 維昭	出口 宗樹	出口 宗樹	坪井 収	坪井 収		
吉田 尚樹	島田 治男	島田 治男	島田 治男	島田 治男	島田 治男	島田 治男																		
松野 誠之	松野 誠之																							

香川同友会 歴代専門委員会委員長

H 2	H 1	S 63	S 62	S 61	S 60	S 59	S 58	S 57	S 56	S 55	S 54	S 53	S 52	S 51	年 期
15期	14期	13期	12期	11期	10期	9期	8期	7期	6期	5期	4期	3期	2期	1期	
星野尾数馬	星野尾数馬	星野尾数馬	星野尾数馬	渡辺 成剛	渡辺 成剛	小笠 武一									経営労働
桜井 徳久	落合 新	落合 新	谷森 勉	西村 泰昌	西村 泰昌	西村 泰昌									社員教育
奥山 功	奥山 功	奥山 功	増田 泰彦	増田 泰彦	増田 泰彦	増田 泰彦									共同求人
高木 進	中西 清														障害者問題
奈良 茂子	富田紀久子	富田紀久子	富田紀久子	富田紀久子											女性
松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	松野 誠寛	中庭 博										異業種交流
															国際交流
															環境
															青年部

追憶 香川同友会 ゆかりの人々

期	年	逝去月	支部	事業所名	会員名
二十三期	一九九九年	十一月十一日	高松第六支部	(株)クレイト	石見 信男
		二月十三日	高松第二支部	いずみデザイン	泉川 尚也
二十四期	一九九九年	五月二十日	中讃第一支部	鳥井建工(有)	鳥井 洋幸
		七月二十三日	高松第三支部	マツノイパレス	住田 久雄
		十月十二日	高松第九支部	宮本衡機(株)	大岡 隆博
		三月十七日	高松第三支部	(株)ウズマキ	太巻 富太
二十五期	二〇〇〇年	五月十七日	高松第三支部	(株)P・B・S	筒井 弘造
		十月十七日	高松第四支部	(有)東海エージェンシー	葉佐 昭紀
		九月六日	高松第三支部	高瀬常裕事務所	穴吹 憲三
		八月二十九日	高松第六支部	(有)三起建設	大徳 周介
二十六期	二〇〇一年	九月二十一日	高松第八支部	(有)スマイリー	清川 義宏
		六月二十二日	高松第一支部	(株)瀬戸内通信広告	高瀬 常裕
		九月二十二日	高松第六支部	(有)スクリーン製版テクニカ	蒲生 秀二
		十月二十四日	高松第七支部	(有)吉川陶器店	吉川 佳克
二十七期	二〇〇二年	二月十四日	高松第六支部	進成貿易(株)	山口 暁平
		八月六日	高松第五支部	川崎良明会計事務所	川崎 良明
		九月四日	高松第一支部	香川相互観光バス(株)	長尾ゆり子
		一月十四日	高松第一支部	(有)山地電気工業所	山地 蓮形
二十八期	二〇〇三年	三月二十四日	高松第八支部	公文式 香川昭和町教室	秋山 静子
		四月九日	高松第七支部	(株)竹森建築事務所	竹森 啓文
		四月二十七日	高松第七支部	大鹿会計事務所	大鹿 務
		五月二十日	高松第七支部	西日本リハビリテーション研究所	森西 和宏
二十九期	二〇〇四年	三月二十八日	高松第六支部	(有)フジモト	藤本 忠義
		八月四日	高松第四支部	ヘアーサロン	櫻村ユキエ
		十月二十七日	高松第八支部	東洋工業(株)	河田 隆雄
		二月十六日	高松第四支部	一光電機(株)	池田 庄平
三十期	二〇〇五年	三月十三日	高松第三支部	軍歌酒場 トオル	柏原 徹
		五月三十日	高松第二支部	総合印刷ワークステーション(有)	河端 哲也
		六月二十六日	高松第三支部	香川県経営企画相談所	内海 正清
		九月五日	三豊支部	(株)紀州屋	細川 隆良
三十一期	二〇〇六年	三月十六日	高松第七支部	(株)紙の杉山	杉山 緑一郎
		四月六日	高松第九支部	篠原塗装	篠原 和豊
		六月二十三日	中讃第一支部	(有)正二工務店	飯沼 孝一
		十一月三十日	高松第二支部	(有)植松商会	植松 正雄
三十二期	二〇〇七年	十二月二十五日	高松第二支部	植本不動産(株)	植本 義明
		九月五日	高松第四支部	(有)片岡土木	片岡 幸治
		二月十六日	高松第一支部	(有)松尾漆器	松尾 隆弘
		三月三日	小豆島支部	(有)毛利建設	毛利 博行
三十三期	二〇〇八年	十月六日	小豆島支部	岡崎造船(株)	岡崎 嘉博
		十一月二十四日	高松第七支部	瀬戸味の郷篠乃路	浜田 文夫
		三月二十九日	高松第六支部	(有)美味の心 あおき	青木 弘
		五月六日	高松第七支部	(株)三好吉太郎商店	三好 邦枝
三十六期	二〇一一年	八月十八日	高松第三支部	(株)おてつだいの亀沢	亀沢 吉二
		七月十七日	高松第四支部	(株)デンセツ	橋本 博見
		九月五日	小豆島支部	(有)森川クリーニング	森川 明
		六月八日	高松第一支部	(株)坂出郵船組	津島惣一郎
三十七期	二〇一二年	七月二十二日	高松第一支部	(株)ジャパン京洋	黒田 安紀
		九月二十六日	高松第四支部	税理士法人四国高松東支店	乃口 健一
		十月二十日	高松第四支部	久香リサイクル(株)	香川 次郎
		十一月十二日	高松第三支部	(有)丸一家電サービス	筒井 公男
三十九期	二〇一四年	十二月二十九日	高松第七支部	(株)e.c.o.プランニング	湊本 咲子
		三月二十九日	高松第六支部	ネッツトヨタ高松(株)	木村大三郎
		六月十九日	三豊支部	三宅石油(株)	荻田 芳晴
		一月四日	高松第七支部	(株)マツシタ	松下 進
四十期	二〇一六年	六月十九日	三豊支部	三宅石油(株)	荻田 芳晴
		三月二十九日	高松第六支部	ネッツトヨタ高松(株)	木村大三郎

※退会後にお亡くなりになった方は、含まれておりません。

編集後記

香川同友会創立40周年記念誌の発行が決まり、2015年4月より40周年誌編集委員会がスタートを切りました。編集委員会では、香川同友会の歴史に残り、将来的にも貴重な資料となり得る記念誌づくりをと考え、一丸となって会議・討論を重ねてきました。

歴史を紐解くということは、懐かしむこともありながら初めて知ることもあります。香川同友会創立以来、諸先輩の方々は苦悩と挑戦を繰り返して同友会運動、そして自社を発展させてきました。私たちは、そこから学ぶべきことが多々あります。時とともに人や活動のかたちが変わっていきませんが、一貫して変わらないことがあります。「同友会三つの目的」、「人間尊重の経営」の源になる「自主・民主・連携の精神」、「国民や地域と共に歩む中小企業をめざす」ということを追求し、実践を重ねていることです。この歴史と経験の蓄積で培われてきた同友会の目的・基本となる考え方の深い意味を共に学び、歩み続けることが重要です。

本誌の中で、多くのメッセージや自社を良くするためのヒントがあります。「同友会運動と会社の経営は車の両輪」と言われますが、同友会での活動を通して、会員企業一社一社が今よりもっと良くなり、社員・お客様・地域の皆様から支持していただける会社が増えていくことを願います。

今回、40周年誌づくりにおいて編集委員会一同、本誌が皆様の座右に在り、愛され、お役にたてられるよう願いを込めて制作してきましたが、力不足で不十分な箇所が多々あることをお詫び申し上げます。

最後になりましたが、お祝辞をいただきました各界諸先生方をはじめ、原稿執筆や記事・広告にご協力くださいました会員の皆様、事務局の皆様に40周年誌編集委員会を代表し、厚くお礼申し上げます。

四十周年誌編集委員会
編集長 實川 靖浩

広報委員会
協力者
渡辺 功一
三好 幸司
富永 純一
藤田 隆志
山崎 裕之
松岡 昭伸
田中 美佳
佃 俊一郎

四十周年誌編集委員
上野 準一
田中 一成
横谷 信隆
春田 亮
實川 靖浩
高安 富男
(事務局)



香川県中小企業家同友会
創立40周年記念誌

発行日 平成28年5月21日

発行者 香川県中小企業家同友会
〒761-0301
香川県高松市林町2217-15
香川産業頭脳化センタービル4F
TEL:087-869-3770
FAX:087-869-3771

編集 40周年誌編集委員会
実行委員長 上野 準一

デザイン Jam Design

印刷 ワールド印刷株式会社